

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 4 )			
日 時	平成 19 年 10 月 4 日 ( 木 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	成田 ( 晃 ) 委 員 長、高橋副委員長、秋元・大橋・菊地・中島・ 山田・井川・斎藤 ( 博 ) 各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・市民・福祉・環境・建設各部長、 総務部参事、保健所長、小樽病院事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、井川委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。斉藤陽一良委員が秋元委員に、佐藤委員が井川委員に、濱本委員が山田委員に、佐々木委員が斎藤博行委員に、北野委員が菊地委員にそれぞれ交代しております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項の質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党の順序といたします。

公明党。

-----  
秋元委員

若年者定住促進家賃補助制度について

私の方からは、初めに平成18年度の事務執行状況説明書の88ページなのですけれども、その中に若年者定住促進家賃補助制度にかかわる補助金の決定件数という項目がありまして、実際、平成18年度から新規受付が休止されているということでもありますけれども、まずこの制度ができるに至った経緯についてお答えください。

（建設）建築住宅課長

制度を立ち上げた経緯についてであります。当該制度は生産年齢人口のうち特に流出の著しい若年者を対象といたしまして、中心市街地の活性化ですとか空洞化対策とともに、若年者の定住、人口増加に資することを目的といたしまして創設したものでございます。

秋元委員

実際さまざまな資料を見ますと、平成17年度ですけれども、新規が28件、継続が44件ということでありまして、継続で続いていると思いますけれども、18年度決算説明書には948万円になっておりまして、19年度予算は692万円ということで、差額が256万円ほど出ておりますけれども、この詳細といいますか内容についてお知らせください。

（建設）建築住宅課長

平成17年度末をもちまして新規の募集を停止したものですから、17年度の予算のときには16年までの申請をして交付している部分です。この制度なのですけれども、月額家賃2万円を補助するものなのですけれども、3年間、36か月補助する制度でございますので、申請した後、交付が3年間されるものですので、16年度の末に44件と17年度には28件、新しく新規に交付になりましたその差でございます。

秋元委員

最初に私がこの制度を知ったのは、市のホームページでありますけれども、実際見たときにはもう休止になっておりまして、ぜひこういういい制度は続けていただきたいというふうに思ったのですけれども、休止して今後またこの制度を続けていく可能性があるのか、それともまた別のさまざまな施策があるのかお答えください。

（建設）建築住宅課長

この補助制度が復活する可能性があるかということについてでございますけれども、この制度の成果としましては一定程度の若年者層の転入があったものですから、一定の成果も出ているものでございますけれども、休止したときの主な理由としまして、途中アンケート調査等を行いまして、転入理由がこの補助制度があったというのではなくて、仕事の都合で小樽に来るとか、例えば親と一緒に住むとか、そういうことで、当該制度があったために転入したというのが約25パーセントありました。そういう意味では25パーセント自体は成果ということなのですけれども、その後、勤務地の変更などで36か月間の交付を待たずして転出したケースなどもあって、一定の定住促進

効果が期待どおり発揮されていない部分もあるのではないかとということで、費用対効果を考慮してこの制度は平成 18 年度に休止ということにしてございますので、今のところこの制度自体を復活するということは考えてはございません。

秋元委員

こういう若年者、若い世代の方が小樽市に定住できるような施策については何かお考えでしょうか。

（総務）企画政策室長

人口対策全般にかかわるといことですから、私の方から答弁をいたします。

今、担当の方からもございましたとおり、この制度も人口対策の一つとして進められてきたのは事実であります。平成 17 年度で休止したということなのですけれども、実は本市の人口全般にとって、この 17 年度というのは一つの大きな節目といえますが、そういう年になっております。といいますのは、それまで人口の減少傾向というのはずっと続いていたわけなのですけれども、それまではおおむね年間 1,500 人から 1,600 人ぐらいの人口減少という経緯があったわけなのですけれども、17 年度が前年度と比較しますと 2,126 名の減という、一気に人口減少が加速をしたという、そういうふうに言っている年だったというふうにはなっているわけなのです。

それで、本市といたしましても、これまでもいろいろな取組というのは進めてきたのですけれども、再度人口問題全体についてもう一度検討をする、見直しをするという、そういうことからこの平成 17 年度に庁内の関係部で構成いたします人口対策会議を設置し、その中ではこの定住対策といいますが、住宅対策という部分だけではなくて、例えば雇用の確保ですとか子育て支援ですとか生活環境ですとか、さまざまな視点から検討してきた経過がございます。その中で当然議会にもそれぞれお示しして、予算化をしていただいておりますけれども、例えば雇用確保を進めていくという観点からは企業立地促進条例を制定する、あるいは子育て支援では、保育所の定員拡大なり子育て支援事業の拡大なりということに取り組んできております。

残念ながら、人口対策という観点だけで見れば十分な成果ということではありませんが、平成 17 年度から取り組みました移住促進事業の中でも、ここ 2 年ほどの中で 14 世帯 33 名の方が、小樽市に移住していただいているという、そういった面も一面ではございますので、今後も十分人口対策については広い視野といいますが、さまざまな角度から検討を進め、人口対策につながる施策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

秋元委員

本当にこの人口問題はさまざまな要因がありますので、これをやればということはないとは思いますが、ぜひさまざまな角度から検討いただいて、この人口減に歯止めのかかるような新しい手だてをぜひつくっていただきたいというふうに思いますし、また広報活動といいますが、実際ホームページも見ましたけれども、もっともっと広く、例えば近隣市町村への働きかけですとか、こういう取組もあっていいのかなというふうに思いますので、ぜひ今後この人口問題に対応する中で、この広報の部分ももう一度いろいろと考えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

生活保護開始・廃止の状況について

続きまして、生活保護に関してなのですが、先ほどと同じ事務執行状況説明書の 61 ページに、生活保護の開始と廃止の状況が載っております。この中で申請件数が 478 件、却下・取下げが 33 件、また開始・廃止と、それぞれ世帯数と人数が書いておりますけれども、ちょっと気になりましたので、この内容についてお答えください。

（福祉）保護課長

生活保護の開始・廃止の状況ということで、内訳でございますけれども、申請件数 478 件に対しまして却下・取下げが 33 件、そのうち却下が 12 件、取下げが 21 件となっております。その内訳として、却下ということは、申請が出されまして、私どもはいろいろな調査をするわけで、その中で収入の関係とかがございまして、結局、最低生活費との見合いの中で受理に至らなかったと、そういうわけで却下した部分と、取下げの理由については、申請は出し

たのですけれども、その後勤務先が見つかったとか、それから年金がおりるようになったとか、そういうことで自主的に取り下げると、そういう件数になっております。

それから、生活保護の開始理由については、世帯数でちょっと申し上げますけれども、442世帯のうち開始の理由として一番多いのは手持ち現金や貯金等の減少・喪失ということで、何とか手持ちの資金で一生懸命頑張ってきたのだけれども、どんどん目減りしていつてもうどうしようもなくなったというケースが今一番多くて170件を占めております。その次に世帯主が病気になるってしまい働けなくなったということで、これが117件。それから、働きには出ているのですけれども、収入が減少したという理由が40件で、主なものはこういう理由で開始された。

次に、廃止の理由ということでございますが、298世帯ございますけれども、一番多い理由としましては死亡が104世帯あります。次に、多い理由としては、働き手といえますかその人の収入が増加した、それから働き口が見つかったという関係で28件ほど廃止になっております。次に、3番目として札幌市への転出が19件ということで廃止になりました。その次に18件ですけれども、社会保障給付金とか、そういう年金関係とか、いろいろな手当の関係が増加したということで廃止になった。それが開始・廃止における状況でございます。

秋元委員

今回、生活保護の質問をさせていただき至ったのは、さまざまなこの生活保護に関する相談が増えてきているというふうに感じておりますし、その下になりますけれども、就業指導員活動件数というふうにありますして、男性、女性それぞれ相談件数と就職決定件数が書かれておりますけれども、やはり若い方でも生活保護を受けていて、何とか今の状況を脱したいということで就職活動をしているのですけれども、なかなか就職先が見つからないと、どこに相談していいのかというような相談もありますし、生活保護を受けている方の割合から見ますと、実際に就職している方の状況というのはどうなのかというふうに思ったわけなのですけれども、就業指導員の活動といたしましてこれだけの数が出ていますけれども、これは実際に保護を受けている方からの相談のみの数なのか、それとも保護を受けている方がみずから受けた件数、プラス市からの働きかけによって見つかったという数なのかという、この件をお答えいただけますか。

（福祉）保護課長

指導員の活動ということでございますけれども、働いて自立を図ると、そういう立場から専任の指導員を配置しています。ハローワークOBでございます。その中で本人から当然働き口がないかという相談と、逆に保護を受けている中で、やはり私どもも自立を図ってもらわなければならないという観点から就職口を世話すると、そういうことで就業指導員に入ってもらって活動しております。

そういう就業指導員の業務としましては、当然、本人の希望する職種、また金額、勤務時間、そういうのを勘案しまして、就業指導員そのものの持っている情報もありますし、場合によっては市役所別館4階に高齢者就業相談室もありますのでそちらの方に案内したり、若しくはハローワークと一緒にいって、もっと大きな中で就業を図る。そういうことを行いまして、結果的に284件の相談件数があって就職に結びついたというのが89件と、このような状況でございます。

秋元委員

ぜひこの自立したいという方々のお気持ちを受け止めていただいて、大変な中だと思いますけれども、さらに就職先が見つかる働きをしていただきたいというふうに思います。

施設事務費について

続きまして、同じく生活保護関係なのですけれども、18年度決算説明書の146ページで、扶助費の説明書きの中に施設事務費という項目がありまして、述べ人数155人で2,354万4,753円という金額がありました。この施設事務費という項目なのですけれども、これはどういうものなのか説明をいただけますか。

（福祉）鉢呂主幹

施設事務費ということなのですが、これは生活保護法にいわゆる救護施設という施設がありまして、身体上又は精神上著しい障害がある方について、日常生活を営むことが困難である生活保護を受けている方を入所という形で措置しまして生活扶助を行う、そういうことを目的としている施設なのです。

小樽市内には救護施設はございませんけれども、札幌市内等にありまして、そちらの方に入所された方で小樽市が生活保護を行う実施機関になっている方について、小樽市で負担している事務費ということでございます。

秋元委員

実際延べ人数155名ということで、これは丸12か月という単純計算で、10数名現在いらっしゃるといような考え方でいいでしょうか。

（福祉）鉢呂主幹

現在は12名の入所でございます。昨年、ちょっと正確にはつかんでいないのですが、何らかの事情で退所された方がいらっしゃったのだらうというふうに思います。

秋元委員

生業扶助費について

続きまして、この同じ項目の中に生業扶助費という項目がありまして、1,804名で約5,500万円という、若干この生業扶助費について調べましたら、技術等を身につけるために払われる扶助費というような項目でしたけれども、この1,804名、5,500万円という内容、この辺を教えてください。

（福祉）鉢呂主幹

生業扶助の内容でございますけれども、決算説明書の中では1,804件、5,514万857円というふうに記載しておりますが、この内訳でございますけれども、ほとんどが高校生、いわゆる高等学校等就学費ということで支給している金額でございます。

高校生につきましては件数で1,781件、割合にしますと98.7パーセントということで、金額にしますと5,327万1,729円、率に直しますと96.61パーセントというふうになってございます。それ以外なのですが、就職支度費というものがございまして、これについては11件、30万8,000円で、それぞれ0.6パーセントです。技能習得費につきましては12件、率で0.7パーセント、金額で156万1,028円、率で2.8パーセントという状況でございます。

秋元委員

この技能習得に当たっては12件、0.7パーセント、約156万円ということで、実際この技能を習得して就職口が見つかったのかどうかという、そういう調査というのはされていますか。

（福祉）鉢呂主幹

申しわけございません。その部分については把握していると思うのですが、ちょっと今手元にはそういう資料がございませんので、ただこの内訳なのですが、ほとんどがホームヘルパーの2級の資格を取ることでの申請であるというふうには聞いております。

秋元委員

先ほどの若年者の制度とも重なる部分なのですが、やはり自立して働きたいという方がたくさんいますので、ぜひこういう生業扶助費を使って就職される、技能を身につけようという方に関しても、追跡して調査していただければというふうに思います。

また、高校に通われている1,781件ということで、これが大半を占めるということなのですが、実際これから技能を身につけるために、例えばパソコン教室に通いたい、パソコンを購入したいという部分では、この生業扶助費というのは生かされますか。

（福祉）鉢呂主幹

パソコン教室ということなのですけれども、生業扶助というものは直接就職のために効果的であるかどうかというところが大きな考え方になっていくというわけなのです。ですから、生活保護を受けている方はいろいろな事情を抱えて生活保護を受けていまして、その方の学歴ですとか能力的な部分、それから希望する職種等でさまざまな部分があると思います。ですから、今、一概にパソコン教室はだめですという部分も答えられませんし、すべていいですよということも、はっきりとはちょっと申しわけないのですけれども、答えることは今はできないということです。

ただ、パソコンを購入するということに対しては、保護費での対応はたぶんできないというふうに考えておりますので、そこら辺は御理解いただきたいと思います。

秋元委員

生活保護者緊急生活資金貸付金について

私の方からは最後になりますけれども、この生活保護の部分の同じ項目の上の方に、生活保護者緊急生活資金貸付金ということで931件、1,300万円ほど金額が載っておりまして、私も実は保護課の方に一度相談に行ったことがあるのですけれども、実際、生活保護を受けている方で、お金が足りなくなった方の数かなというふうに感じたのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

（福祉）保護課長

ただいま御質問の緊急生活資金でございますけれども、これについては小樽市生活保護者緊急生活資金貸付規則と、こういうものがございまして、これにのっとってやっているわけなのですけれども、その中で貸付けの目的の部分で言えば、「やむを得ない事情があるもの」に対して貸しているわけなのですけれども、その中身は、保護を現に受けている者で支給日までに資金を必要とする人です。それから、保護を申請したのですけれども、決定に至るまでの間ちょっと時間がありますので、その間に資金を必要とすると、そういう中での本来の貸付業務です。生活保護を受けている方にはさまざまな事情がありまして、やはりどうしても必要だということで、私どもの方に相談にいられて、中身をお聞きして、やむを得ないという中で貸出ししたのが実際の931件で、年間として約1,300万円、そういうことになっております。

秋元委員

今回この質問をさせていただいたのは、貸さないでほしいということではなくて、実際私も相談を受けた例なのですけれども、なかなか支出の管理が自分自身できていないという部分がありまして、指導といいますか、その部分でケースワーカーの方とかがお宅に伺ったときに、そういうお金を貸してほしいという相談等を受けるかと思うのですけれども、ではどうしてお金が足りないのかという話を聞きながら、どこが無駄な部分なのか、本当に無駄な部分がなかったのかという、例えば家計簿をつけていただくとか、そのような指導というのはどのようにされるのでしょうか。

（福祉）保護課長

先ほども話しましたがけれども、さまざまな理由という中で、確かに中には金銭の管理にルーズな保護受給者もいることは事実でございます。私どもも、基本的には保護受給者は、生活保護法で言えば生活上の義務ということで、能力に応じて勤労に励むこと、それから支出の節約を図らなければならないと、そういうこともありまして、本人みずからやるべきものと、それが管理できないのであれば、やはりケースワーカーとして当然お金の使い道、どのようなことに使っているかということでは指導をする場合もございます。

委員から御指摘のありました家計簿を実際につけさせて見せてもらったり、どういうお金を出しているか、そういうことも把握したり、中には支給を分割で支払いしているというケースもありますので、いずれにしましても生活の部分で金銭の管理については十分注意するよう見続けていくというか、調べてやっていきたいというふうに思

います。

秋元委員

今日質問させていただいたのは、一貫してこの自立という部分で話させていただいたのですけれども、確かに本当にいろいろな問題もあり、簡単に一口では言えない大変な部分もたくさんあるというふうに思うのですけれども、931件という数が多いのか少ないのかというのはちょっとわかりませんが、実際保護を受けないで一生懸命頑張っている方もたくさんいますし、やむにやまねず保護を受けている方もいますけれども、大切なお金ですからどのように使われているのかという、そういう指導といいますか、ケースワーカーの方からもあってもいいのかなというふうに感じますし、強制でもできませんし、拘束力という部分でもないかもしれませんが、それは市としてぜひ取り組んでいただきたいという部分ですので、どうか今後もよろしく願いいたします。

-----  
高橋委員

除雪費の不用額について

まず、除雪費について確認をさせていただきたいと思います。

決算説明書の181ページですけれども、ここに不用額が載っております。まず、この主な内容と金額について伺います。

（建設）雪対策課長

除雪費の不用額ということでございますけれども、主なものにつきまして説明いたしたいと思います。

ロードヒーティングの電気料と使用料におきまして約3,100万円、地域総合除雪など委託料におきまして約6,800万円、排雪ダンプ等の賃借料におきまして約3,800万円ということになってございます。

高橋委員

砂散布について

それで、ここに出ております砂融雪剤等の原材料費ということであるわけですが、まずこの砂ですね。砂に関して、直近5年間の各年度の数量と金額について伺います。

（建設）雪対策課長

砂の直近5年間の使用量と金額ということでございますけれども、砂におきましては機械による散布、また砂箱への砂の小袋の補充、これをあわせて答弁したいと思います。また、金額につきましては材料費と委託料を含めた額で答弁いたします。

平成18年度におきましては砂の数量5,039トン、金額におきましては6,872万2,000円。平成17年度におきましては数量4,603トン、金額で7,976万円。平成16年度におきましては数量5,200トン、金額におきましては7,076万2,000円。平成15年度におきましては数量4,460トン、金額は8,062万1,000円、平成14年度におきましては、数量5,004トン、金額におきましては8,786万7,000円という状況になっております。

高橋委員

若干増加傾向にあるのかというふうに思うのですが、平成15年度がちょっとトン数の割には突出した金額かと思うのですけれども、その理由は何ですか。

（建設）雪対策課長

平成15年度でありますけれども、砂の量としましては砂の小袋と砂の散布とありまして、ちょっと今、数字は持っていませんけれども、若干砂の小袋の量が少なく散布量が多かったのかと、そういうふうに考えてございます。

高橋委員

それと、この道路にまく砂のどの路線にまくのかという基準、それからいつどのようにまくのかという実際に実施する基準、それぞれ教えてください。

（建設）雪対策課長

砂まき路線の基準等でございますけれども、これにつきましては交通量が多く、登坂及び停止に必要な箇所又は危険な箇所、又はバス・タクシー会社からの要請、またロードヒーティングの要望箇所などを考えてございます。また、一般市民からの要望についてもこたえて路線化している部分でございます。

また、砂散布の業務の時間等でございますけれども、通常朝、通勤通学時までには砂散布業務を終えると。また、夕方のラッシュ時における交通量の増加に伴いまして、対策としまして朝夕まいている状況でございます。

高橋委員

砂をまく道路の延長数というのですか、そういうのはわかりますか。

（建設）雪対策課長

延長数ですけれども、平成18年度におきまして砂の散布路線延長は55.5キロメートルになっております。

高橋委員

この砂をまく延長数というのは、例年同じぐらいの距離数になっているのでしょうか。

（建設）雪対策課長

路線の延長の、例年でございますけれども、過去3年間で申し上げますと平成16年は45.1キロメートル、平成17年度は46キロメートルとなっております。この延長につきましては毎年増加傾向でございます。

高橋委員

もう一つ、それぞれに砂箱が設置されていると思いますけれども、平成18年度までの累計数、これを教えてほしいと思います。

（建設）雪対策課長

砂箱の平成18年度までの累計でございますけれども、569か所となっております。

高橋委員

もう一点、市の方でも協力をお願いしたいということで砂まきボランティア、これを募集していると思いますけれども、現在の状況と、それから砂まきボランティアについての課題、これをお願いします。

（建設）雪対策課長

砂まきボランティアの状況でございますけれども、平成18年度におきましては団体、個人も含めまして123の登録となっております。またこの課題でございますけれども、毎年広報おたるで砂まきボランティアの呼びかけを行ってございます。またボランティアということで、夕方、早朝などにまかれるとき、道路での作業が非常に私どもは危険ということで考えておりますけれども、そういう夜間等につきましては、昨年度から蛍光の腕章をボランティアの方に与えまして、暗やみでも作業の確認ができるようにしてございます。

高橋委員

先ほどの道路の砂まきの方に戻りますが、昨年、それからその前の年もそうなのですが、いろいろな意見を私どももちょうだいいたします。朝ずっとまいてきて、そのまいた後から除排雪をしていくという状況があったみたいで、その砂をまく時間帯と、除雪、排雪の時間帯、その調整がうまくいっていないのではないかと。どうして後に除排雪するのだろうかという意見もありまして、その辺の課題があるかというふうに思うのですが、その辺はどのようになっていますか。

（建設）雪対策課長

除雪後または排雪後の砂散布ということでございますけれども、砂をまいたその後から除雪、排雪を行うという状況が委員の方に寄せられたということでございますけれども、市内5台の砂散布車で地域総合除雪の中で取組をやっているところでございます。除雪する機種におきましては、全部で60台ちょっとあったと思いますけれども、そういう中ではタイムリーな除雪後の砂散布という状況については非常に難しい面もあります。



また、排雪等におきましては、排雪の直近まで滑り対策ということで、砂をまかななければならないという状況でございます。そういう中で一部分を見れば、そうなっているかもしれませんが、あくまでも私どもは道路交通の安全確保の上で散布してございますので、そこら辺は御理解願いたいと思います。

高橋委員

たくさんの砂をまいているわけで、雪解け時になるとかなり清掃に苦労されていると思います。その清掃にかかわる、砂の回収量とかかる経費についてもしわかればお知らせください。

（建設）雪対策課長

雪解け後の砂の処理ということでございますけれども、砂散布におきましては当然それなりに排雪するものですから、まいた砂が全部残っているというわけではございません。またそういう中で融雪後の砂の回収でございますけれども、これは夏の道路清掃業務ということで行ってございます。また、これにつきましては人力路面清掃などで対応しているところであります。その費用でございますけれども、平成18年度におきましては約1,250万円程度かかってございます。

また、回収量でございますけれども、この回収に当たってはその後一度リサイクルをいたしまして、次年度のリサイクル砂ということで使ってございます。このリサイクル率でございますけれども、平成18年度は平成17年度にまいた量の約9.5パーセントになってございます。それ以外の回収したものににつきましては、通常の処分場へ持って行って処分してございます。

高橋委員

ロードヒーティングについて

次に、ロードヒーティングの関係ですけれども、ロードヒーティングについては大体整備が終わったということで、維持・管理費が中心だと思えますけれども、ロードヒーティング、市内の全面積、それから休止している面積と割合、これを教えてください。

（建設）雪対策課長

ロードヒーティングの全面積と休止している面積でございますけれども、全面積が6万9,764平方メートルとなっております。その中で休止している部分がございますけれども、1万5,762平方メートルとなって約23パーセントという状況となっております。

高橋委員

心配している部分は、かなり古くからの工事がされている部分がありますので、そろそろ改修時期が来ている路線が結構あるのではないかというふうに思っております。ロードヒーティングがもう当たり前という状況になっている路線を走っている車にとっては、もし凍結した場合は大変な事故になるという可能性があるわけですけれども、まず改修時期にきているような箇所数若しくは面積、これを押さえていましたらお答えください。

（建設）雪対策課長

ロードヒーティングの老朽化している面積若しくは箇所数でございますけれども、ちょっと手元にその資料は持っておりません。その中で私どもはロードヒーティングの更新計画というものに現在取り組んでいるところでございます。また、老朽化している部分でございますけれども、年々ユニットの劣化等はございますけれども、そういう部分におきましては部分的な修繕等を行って、現在稼働を行ってございます。

高橋委員

この更新計画ですけれども、これはいつつくられたものですか。

（建設）雪対策課長

現在、前段の更新を要する古いロードヒーティングの部分だとか、こういう部分について更新していかなければならないと、そういう部分について今検討を行っている状況です。

高橋委員

更新計画をつくったということではなくて、検討中ということですか。

（建設）雪対策課長

今行っている最中ということでございます。

高橋委員

わかりました。昨年は雪が少なくて非常によかったわけですがけれども、その前の年は非常に大雪でした。大変市民の皆さんから苦情も来て、我々にも相当苦情が入って、これについては十分な反省と対策をしなければならないということで、建設部でも相当議論をされてきたことと思います。その内容についていろいろ検討されたと思いますので、対策について教えてください。

（建設）雪対策課長

ロードヒーティングの検討ということでございますけれども、現在設置して稼働しているロードヒーティングにつきましても、通常皆さんも御存じのように、冬期間はヒーティングしたり、していなかったりということで認識しているところでございますけれども、一応この部分につきましても冬期間稼働をさせるという目的を持ってしなければならないと考えてございます。

建設部長

今、委員がおっしゃるように、平成17年度は大変雪が多く、建設部としましても除雪計画14項目について検討をしております。その中で主なものとしましては、今、市内全域での除排雪水準に差が出たということで、4ステーションから6ステーションに細分化をするというようなことだとか、さらには貸出しダンプ制度の中で、要は貸しロータリ車を試行するとかの、さまざまなそういった対策をした経過がございます。実際に稼働距離については毎年見直すような状況にございまして、その実行については毎年検証しながら、市民の方に迷惑がかからないような状況をつくっております。

高橋委員

雪捨場について

もう一点、課題になっていると思うのですが、雪捨場の問題です。それで、できれば海に捨てたくないという議論がずっと前からありましたけれども、なかなか雪捨場のいい場所がないというのが現実だと思います。この点についてはどういう内部討議、議論をされているのか。

（建設）雪対策課長

雪捨場の対策でございますけれども、なかなか小樽市では捨てる場所、平らな適地がないということで考えております。また、廃棄部分の処理量を少なくするためには雪を若干持っていかなければならないという部分がございます。その中で検討を行っているのですけれども、なかなか適地がないという状況になってございます。

高橋委員

ぜひまた引き続き検討していただきたいと思います。

臨時市道整備事業について

次に、決算説明書の179ページですけれども、臨時市道整備事業というものがあります。まずこの臨時市道整備事業の目的と内容についてお聞かせください。

（建設）建設事業課長

臨時市道整備の目的ですが、端的に申し上げまして、市民生活の安全性と快適性の確保にあります。市道は今579キロメートルございますが、まだ未整備区間とか、あと老朽化の著しい現状の道路がございます。そういったものの道路について市民からの要望に対してこたえていくと、そういった形で安全性の確保、それから快適性の確保ということを実施しております。

高橋委員

その事業はいつからスタートしていますか。

（建設）建設事業課長

今、正確な資料は持ち合わせてはおりませんが、昭和40年代ごろからスタートしたということでございます。

高橋委員

それで、額について確認したいのですけれども、ここ直近5年間のこの事業費の額、推移を教えてください。

（建設）建設事業課長

臨時市道整備には一般事業と交付金事業というものがございまして、継続的に舗装とか側溝を改良する事業につきましては一般事業というふうな形で位置づけておりますので、一般事業について過去5年間の経緯を答えたいと思います。

まず、平成18年の一般事業の予算でございますが、4億円かかっております。平成17年度につきましては予算が4億5,000万円、平成16年度が5億円、15年度が5億円、14年度につきましては5億5,000万円というようなことで推移してございます。

高橋委員

着実に減っているという傾向だと思うのですが、このどんどん減っていった理由について教えていただきたいと思います。

（建設）建設事業課長

まず1点目には、効率的な執行というのがございます。たくさん工事を発注するのではなくて、ユニットを集約して効率化を図ったり、あとは全区間をやるのではなくて、本当に必要なところについて部分的に施工するとか、そういったような効率的な執行。また、2点目には優先度合いの検討というのがございます。これは継続的な事業でございますので、例えば緊急性があるものについては、当然すぐ事業をいたしますが、緊急性の若干乏しいものにつきましては少し待っていただくというようなことで、結果的に事業費が削減されたということでございます。

高橋委員

それだけかなというふうには思うのですけれども、決算資料で財政部が出している財政の状況というのがあります。財政課長がいらっしゃいますので、確認をしますけれども、7ページに目的別歳出決算状況というのがあります。これの土木費の平成10年度と18年度の比較と、それから14年度と18年度の比較をちょっと紹介していただきたいと思います。

（財政）財政課長

平成10年度土木費が131億9,700万円でございます。それから平成14年度が88億円でございます。平成18年度で16億700万円となっております。

高橋委員

率にすると平成10年度と18年度を比較すると、10年度の13パーセントしかないのです。それから、平成14年度と比較すると19パーセントしかないということで、全体の一般会計に占める割合が非常に大きかった土木費がこんなに縮小されている。かなりこの影響があるのかなというふうには私は思っているのですが、この点についてはどのように検討していますか。

建設部長

土木費の部分、臨時市道整備事業の部分が減っているということは御指摘のとおりでございます。当然、財政的なベースがあって予算を組むわけです。その中で、先ほど課長が話しましたように、予算が減っても効率的なという形の努力をしているということだと思っています。確かに予算が潤沢であれば、それもありますけれども、ある意味工夫しながら効果を一定水準に保っていきながらやっていきたいというふうには考えています。

高橋委員

先ほど目的の説明がありましたけれども、市民生活の安全と快適性だと。私はこの建設部の事業費の予算の中で、もうほぼこれは義務的経費だろうというふうな認識でいるわけです。ですから、平成14年度当初、この臨時市道整備事業で6億円以上あった、そういう予算が半分近くになってきているというのは、どうも圧縮の理由が非常に何と申しますか、なかなか理解しにくい。予算がないのはわかりますけども、義務的経費というふうに考えれば、圧縮率があまりにも大きいのではないかというふうに思っているわけです。この辺についてはどのように考えていますか。

建設部長

繰り返しの答弁になるうかと思えますけれども、確かに予算が結果として削減されたことは事実です。その中で、義務的経費というのは、我々も効率性を高めたり、また重点的な施工ということを絡めていくときに、金額の削減の割合よりは、市民の方々から苦情というのはそう多くない状況でございますので、財政上の改善がされるまでは、そういった効率性や優位性を絡めながら効率的に予算執行をしたいというふうに考えてございます。

高橋委員

最後になりますけれども、部長が言われたように、市民からの要望についてかなりきめ細かく対応してほしいというお話がありまして、優先順位もありましょうし、継続性もあるだろうと。そういう中で市民にわかりやすく、ああなるほど、自分たちの要望はこういうふうに反映されているのだ、若しくは計画の中で生きているのだということを知るようなかたちにぜひ検討していただきたいというふうに思っていますので、それを聞いて終わりたいと思います。

建設部長

いわゆる施工する場所についての決定というのは非常に大きなものがあると思っています。私どもは必ず前年度に建設常任委員会の中で施工箇所などを示し、議会の御意見をいただきながら集大成をとりに行きます。その部分を、今、委員が御指摘のようなことを、市民意見を聞く中で、もう少し掘り下げた議論ができるような方法について検討したいというふうに思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
斎藤（博）委員

地域密着型介護老人福祉施設事業者公募要領について

最初に、福祉部にお伺いしたいと思います。平成20年度小樽市地域密着型介護老人福祉施設事業者公募要領というのが、今回っているというふうに聞いておりますが、まず、その要領についてお話ししたいと思います。

（福祉）介護保険課長

平成20年度の地域密着型介護老人福祉施設の事業者の公募要領についてでございます。これにつきましては、平成18年度から20年度までの介護保険の第3期の事業計画の中に、地域密着型老人福祉施設、いわゆる29床以下の小規模特別養護老人ホームの入居者の生活介護の整備計画というのを当初計画で定めておりました。これは市内の特別養護老人ホームの待機者が数多くいらっしゃるということを勘案して、被保険者にとって新たな施設整備の必要性があるということで当初計画の中に盛り込んでいたものでございます。

しかし、その第3期の介護保険事業計画も、計画完成の直前になりまして、北海道の意向によります想定外の有料老人ホーム、いわゆる特定施設の押しつけという形で引き受けさせられた150床分というものが最初にございました。この150床という予定外の施設数を抱えて第3期計画をスタートすることになりまして、したがって保険者としては、その後この29床を実施するかどうかの判断につきまして、その後の保険給付費の伸びを見定めて

からでなければ判断が下せないということで、この間、経緯を見てまいりました。その間に想定外の施設の影響によって保険給付費が増高していくようなことであれば、この29床の整備というものについては考えなければならぬという部分があって、その後推移を見ていたところ、18年度決算で不用額も生じておりますし、平成19年度の事業においても、現時点で施設給付費の伸びというのはそれほど予想されておられません。

そうした状況の中では、この29床を設置することによって、第3期の保健事業計画の中での負担をするような、そういうものはないと判断いたしまして、最終年次が20年度になりますので、この20年度におきまして予定どおり計画の29床の整備を実施するという、まずこういう判断をいたしまして、その業者の選定に当たりましては、公募とする形をとりまして、対象を市内の社会福祉法人でありまして、現在、市内におきまして介護保険のサービスの何らかの指定事業所を運営している6社を対象といたしまして、公募を開始したところでございます。

公募期間は8月31日から10月15日までの期間と設定しておりまして、その後11月中に地域密着型サービス運営委員会の書類審査及びその後ヒアリング審査を経まして、12月上旬に事業選定業者を決定する予定となっております。

齋藤（博）委員

この地域密着型の施設について、やり方について国の方でも四つのパターンを例示しながら、まず地域の事情に応じてどれを選んでもいいというようなことにはなっているというふうに思うわけなのですが、今回の小樽市がやろうとしている29床についてはどういうことをお考えになっているか、お聞かせください。

（福祉）介護保険課長

今、委員の御指摘のように、四つのパターンが整備の形態として認められております。一つには単独小規模での小規模特別養護老人ホームの施設整備。もう一つは、同一法人によります本体の施設を持っているところが、サテライト型といいまして、本体からの密着な連携をとれる関連施設としての施設整備をする形。それから三つ目は、いわゆるデイサービスや、それから小規模多機能型のいわゆるほかの形態の介護事業所等と組み合わせた、併設された形での施設整備。4番目につきましては、本体施設とサテライト型の施設と、それからさらに併設事業と組み合わせた形での整備。この四つのパターンが示されておりまして、小樽市といたしましては、この四つのうちのどれをとということでの募集はしておりません。あくまでその選択は対象者である業者の計画によって出てきたものを、こちらで審査するということになります。

齋藤（博）委員

その要領の中の3に公募の対象者というところがございますが、先ほどお話しいただいているわけなのですが、小樽市内の社会福祉法人であって、現在、市内において介護保険サービスの指定事業所を運営している者というふうに限定しているわけでありまして。こういった形をとりますと、当然小樽で限られた方しか案内が行かないような形になるわけなのですが、こういう公募をしながら対象者について縛りといいますか、こういう条件をつけるに至った考えといいますか、検討経過があったと思いますけれども、その辺についてお話しください。

（福祉）介護保険課長

この対象を市内の既存の社会福祉法人に限定した理由についてでございますが、まず地域密着型サービスにおける施設でございますので、これは高齢者の方が中程度以上の介護状態になっても、可能な限り住みなれた自宅又は地域で生活できるようにするため、身近な市町村で提供するのが適当なサービスと、こういう類型で平成18年度に創設されたサービスでございます。この特別養護老人ホームという施設の性格は、やはり利用者の日常を24時間常時介護する施設という性格のものでございます。したがって、それを実施する事業者がその地域における特性ですね、風土ですとか、あるいは人情、それから気質、そういうものを事業の経験の中で理解していくということが入居する利用者のためには必要なことだというふうに考えました。したがって、市内で既に介護保険サービスを実施している社会福祉法人では、当然その経験と実績がありまして、そこから地域の実情も当然把握しているわけでございますので、この条件を満たす者というふうに考えました。

また、事業の長期にわたり安定的に運営していただかなければならないという保険者側からの必要性もございませぬので、その中で既に実績を持って事業を展開しているということについては非常に大切なことだと考えまして、市内に今説明いたしました実績のある社会福祉法人が六つ存在しておりましたので、その範囲で公募することによりまして、公平性も確保できるだろうという形で対象としたものです。

なお、そのほかに新規の社会福祉法人等の部分については、これは事前に施設運営をする場合には、1年以上前に道との事前協議を行っていただかなければならないということでもございましたので、今回20年度の整備を実施するに当たりましての日程的な部分から、公募について対象とすることは時間的に不可能だったものでございます。

斎藤（博）委員

今の公募対象の条件で市内において現にという部分で、国は、先ほどの地域密着型は四つのパターンが選択できますと言っているわけなのですが、対象を絞っていった場合というのは、結果としてサテライト型にしかないのではないかとこのふうにも思うのですが、全体に言っている四つのパターンのどれを選ぶかは相手方次第だという説明で、現に小樽で介護保険サービス事業を展開している施設を運営している者というふうに言ってしまうと、その部分は相当絞られてくるのではないかとこのふうにも思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

（福祉）介護保険課長

あくまでこれは社会福祉法人の判断にかかってまいりますので、既に特別養護老人ホームを運営しているところであれば、そのような計画を出されることもあるでしょうし、初めて施設をやるという場合は、こういうサテライト型ということではなくて、単独での計画があるでしょうから、そこら辺につきましてはあくまでも対象者の選択・判断ということになると思います。

斎藤（博）委員

私は、去年の12月19日の厚生常任委員会で、初めてこの地域密着型介護老人施設についての小樽市の考え方を聞かせていただいたわけでありませぬ。そのときの記録をお持ちだと思いますので、それに基づいて聞かせていただきますと、12月19日の厚生常任委員会の段階では、この29床の小規模の地域密着型の施設をどうしていくのかというようなことを私は聞いているわけなのですが、当時の12月の時点の答弁としては、まだ国の動きなり道の考え方が全然決まっていませぬので、これからどうしていくかというのはたぶん決まらないう。まずたぶん経営ができませんというように聞かせていただいて、ああそうなのですかというように終わっているわけなのですが、その時点ではたぶんいろいろ不確定要素があったから、そういう考えを示されたのだろうというふうにも思うわけなう。今回言っていることも、今日の時点で聞かせてもらおうと、その線で一つ進める条件が整ったというふうになっているとは思いますが、改めて聞きたいのは、去年の第4回定例会で私が聞いたときには、ほとんど何も決まっていませぬから動かしようがない、たぶんだめだと思いますというように言っていた事業が、今日の時点では、もう要領が出されて応募が始まっています。この期間、確かに時間は変化していますし、状況は変わっているだろうというふうにも思うわけなうので、今やっていること自体をうんぬんというつもりはないのですが、どうしてこういう動きになったのかというのを、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

（福祉）介護保険課長

委員御指摘の去年の第4回定例会におきまして、第3期計画中に保険給付費が予想以上に伸びるような状況となれば、介護保険事業運営を破たんさせるわけにはまいりませぬので、そうなった場合にはこの増えた29床の部分は整備できないだろうという旨を申し上げていると思いたす。

第3期計画中において保険給付費を増大させる懸念要素としては当時二つありました。一つには先ほど申しましたように、当初計画ぎりぎりになって道の方から押しつけられた150床の養護老人ホームという枠ですね。これを抱

えてのスタートですので、それが予定どおり整備されていくのかという懸念でありました。ところがその後の経過を見ますと、それほどの利用者が出てこない状況で現在に至っております。判断する時点での入居者数を見ますと、二つの施設で合わせて30施設ございます。これは設定された入居費と、それから老人ホームの入居者の方の負担能力等のバランスもあったと思いますが、この状況というのは今後そんなに変わっていかないだろうというふうに考えまして、したがってこれはまずそれほど心配する要素ではないだろうという判断をしました。

もう一つは、国の療養病床の再編計画というものがございました。これは平成18年度当時で全国で38万床ありました療養病床のうち、介護療養型の病床数13万床については、平成23年度末までには全廃しましょう。そして、医療の方の療養病床の25万床については、平成24年度までに15万床に削減する。つまり療養病床全体の6割をなくしていくという考えを国が打ち出しております、これを削減した後に、主に介護保険の施設に転換していくと、そういう計画を示しておりました。市内には療養病床が1,000床ほどございまして、そのうち介護保険の療養病床が700床近くございますので、これらがもし国の思わくどおり介護施設に転換されていきますと、当然、保険給付費に多大な影響が出てまいりますので、これもやはり懸念されております。

その後の状況につきましては、全国的にこの転換というのは思うように進んでおりませんので、医療機関が経営に重大な影響のある療養病床の廃止については、非常に慎重になっていることと、先が介護報酬、医療報酬も含めまして展開を読めないというもございまして、なかなか進んでおりません。小樽市においてもやはり同様でございます。圏域ごとの削減計画をつくるのは道でございますが、その取組も当初よりは遅れておまして、昨日10月3日によく具体的な転換数をどう設定するかという1回目の会議が開かれて、年内には何とか道全体の目標を定めるという動きになっている状況です。しかし、個々の医療機関においては、まだ判断を留保しているところが大変多くて、今後実際の転換になると、どのような展開になるかという予測はできません。全体計画は定めても、個々の医療機関へのそういう転換の強制力を持たない計画ですので、実際どこをどうするかという個々の医療機関の調整というのが、今後大変難航するだろうと予想されます。今の時点でこのように不確定な状況にありますので、この時期にそうであるということは、第3期計画におきまして、すぐに大きな影響が出てくるという可能性は低いだろうというふうに予想がされております。

以上の二つの状況が見えてきまして、29床のこの小規模特別養護老人ホームの整備計画につきましては、実施しても第3期計画中の全体の介護保険事業運営というのは維持できるものと判断されたときに、予定どおり本計画中の最終年度における整備を行うことにした次第でございます。

斎藤（博）委員

昨年12月の時点では、国はまだ細かいところを決めておりません。それから、道の考え方も全く固まっておりません。介護保険事業を破たんさせるわけにはいきません。ですから、今の29床というのは、まだたぶん指定はできないと思いますというふうに答弁していたわけですから、それから見ると、今、課長がおっしゃっていることについてはそれはそれでいいと思うのですけれども、やはりそれから昨年の第4回定例会ですからね。今、今年の第3回定例会の決算特別委員会をやっているわけですから、それなりの議論の場面もあったのではないかとこのように私は思うわけなのです。

ですから、去年の12月がそうだったというのは、私はうそだと言っているつもりは全然ありません。というのは、それが一定程度目鼻がついたというのもそうなのだろうというふうに思うのですけれども、やはりどこかの時点で、状況がこういうふうに固まったので、そろそろ始めていきたいと。それについては、私は何回も、こういう施設をつくる時の受皿を決めるときには、オープンにやってもらいたいし、選考基準、選考過程そのものをできるだけオープンにやっていかないと、後々大変だからできるだけお願いしますというようなことで、この間ずっと言っているわけです。そういった意味では、どこかの時点で整備をやるといいますが、条件が整ったので行かせてもらいますというような報告があってもよかったのではないかなというふうに思うのですけれども、どんなものなの

でしょうか。

（福祉）介護保険課長

議会で報告をしなかったという点につきましてでございますが、私どもの考え方といたしましては、もともとこれは第 3 期の当初計画に向けておりましたもので、昨年 の第 4 回定例会で答弁しましたのは、全体計画に破たんを来すような状況が出てくれば、これは実施できないだろうということございまして、ただ、しかし逆にそのような心配がない場合には、もともと必要な当初計画として持っているものですから、これは予定どおり実施することになってきます。これにつきましては現状の判断でできてよいものだろうと考えまして、改めて議会での報告を要するとまでは考えてございませんでした。

ただ、斎藤博行委員には、その第 4 回定例会の件につきましても承知しておりましたので、事前に一応話させていただいております。しかし、委員の意図の中に、新規事業者の育成みたいなことも必要ではないかというお話がございましたので、部長と相談いたしまして、委員には 1 度目の話をしております。その後、部長と協議をいたしまして、結果やはり将来の安定的な運営の確保ということが大変大事な要素でありますので、時間的な問題もあるわけですので、市内で実績のある 6 事業所の社会福祉法人に限定して公募することというふうに、先ほど説明したように決定いたしました。そのことを改めて委員の方に伝えようとして、時間をつくろうということでは何とか連絡をとろうとしてまいりましたが、結果的に時間の調整がとれず、公募の開始時期になってしまったという状況でございます。

ですから、そうやって、議会につきましては、募集に既に入ってしまった後で事後報告になるということもございまして、報告をしなければならないという認識については、不足していたという部分も確かにあると思っております。

斎藤（博）委員

もう済んでしまっていることですから、それはそれでいいのですけれども、私は昨年 の 12 月の時点で、小樽市でこういう地域密着型をやるときのやり方について、本当は議論したくて、委員会で話をしたときに、何も決まっていないう話で、入り口にも到達しないで話は終わっていたわけですから、今日こういう形で議論すると、もう既に募集要領が限定された市内の実績のある方々に配られていっているのだということですから、今としてはそれはそれでそういうことなのだろうというふうには思います。

ただ、そういった新規参入の条件、それは例えば選考過程で市民の安心とか安定性を考えて、当然実績のあるところに絞っていく。これは一つの考え方だから、私はどこにまとまるかについてどうこう言っているわけではないわけですし、問題は昨年 の 12 月の時点ぐらいに、やはり小樽でこういう施設をつくるのであれば、可能性のあるところには門を開いていくべきでないかという議論をしたかったわけですが、させてもらえなかったわけですからね、何も決まっていないうのだからというようなことで、それが結果として 10 か月たったら、こういうことなので、少しおかしくないのかというようなことで話をさせていただいたわけでありませう。

最後ですけれども、私はどこにどうなろうと、それはそれでいいのですけれども、やはりこの新しい福祉施設をお願いすることになった経過があるわけですから、当然どういう選考基準なり選考結果に基づいて、どこがこれを受けていたのか、そういったあたりについてはいろいろな場面を通じて明らかにしていくべきだろうというふうに思いますので、この質問の最後にその辺についてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

福祉部長

今、課長の方からも答弁をしましたけれども、経過につきましては、昨年 の 12 月の第 4 回定例会のときに、小規模特別養護老人ホーム 29 床について、今後の方向がどうなるかという斎藤博行委員からのお話で、それはかなり難しいという見通しがあるということをお答弁したということは、私たちも十分承知しておりました。

そういう中で、課長から話しましたように、破たんをしたくないと、そういうこともあると。そういった中で、



この29床の小規模特別養護老人ホームというのは、なかなか単独で29床持つというのは、やはり採算性から言っ  
てかなり厳しい経営を強いられるというのは間違いないのですけれども、四つのパターンもあるということ、それと  
やはりかなり現在、特別養護老人ホームの待機者が小樽市内にまだいるということもありまして、そういうことと、  
手を上げる可能性も市内の中で事業者としてあるという判断もあったものですから、第3期の平成20年度に29床と  
いう計画もありますので、そういったことから、これは考え方をこういうふうに決めまして、今回公募をして、20  
年度29床の小規模特別養護老人ホームに取り組んでいこうということを決めたわけです。

そういうことで、昨年12月の経過は十分私たちも踏まえていますので、特に斎藤博行委員をはじめ、議会の方に  
こういったことを話さなくてもいいのだという考え方にはなかったのですけれども、ちょっとそれは逸してしまっ  
たということは大変申しわけなかったと思うのですけれども、いずれにしても小規模特別養護老人ホーム29床、市  
内で初めて取り組む事業でございますので、今後も公募をして、その結果、経過をこれからにつきましては十分議  
会にも逐次報告をしながら、皆さんにも御理解をいただいて支障なくやっていきたいというふうに思いますので、  
よろしくお願ひしたいと思います。

斎藤（博）委員

夜間急病センターについて

質問を変えたいと思います。

夜間急病センターについて、何点が尋ねたいというふうに思います。決算説明書の149ページで、夜間急病センタ  
ー、今回から指定管理者ということで小樽市医師会にお願いしてやってきているというふうに思います。当初1億  
2,100万円の債務負担分ということでお願いしたと思います。それが後に850万円の追加負担をした。要するに追加  
払いをしたというわけでありまして。どうしてこういうことになったのかということについて、まず説明をお願ひし  
たいというふうに思います。

（保健所）保健総務課長

夜間急病センターの補正の件でございますけれども、まずは想定した患者数が、当初1万人を超える患者数を見  
込んでおりましたけれども、結果として9,500人程度にとどまってしまった。その結果として診療収入が大幅に下回  
りまして、収支に950万円程度の不足額が生じた。そのためにこのような措置をしたということでございます。

斎藤（博）委員

もう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。夜間急病センター一つを取り上げるのは何かとは思  
いますけれども、この際ちょっと明らかにしてもらいたいのですけれども、まず夜間急病センターの収入というの  
はどういうふうになっていますか。

（保健所）保健総務課長

夜間急病センターの収入につきましては、主に患者から得られる診療収入、それから管理費用と言っていますけ  
れども市の委託料、あとその他の手数料、雑収入、主にこの3点でございますけれども、金額的には診療収入は平  
成18年度の場合約9,300万円、市の委託料は決算としては1億2,950万円、その他収入は450万円というふうになっ  
てございます。トータルで2億2,700万円程度でございます。

斎藤（博）委員

それに対して支出というのですか、人件費とか原材料費とか限られているというふうに思うわけなのですけれ  
ども、主なところでいいのですけれども、どういう支出になっているかというのを教えてください。

（保健所）保健総務課長

平成18年度の決算の支出の内訳でございますけれども、トータルは先ほどの収入と同じ2億2,700万円。そのうち  
医師、看護師などの医療技術者に支払う人件費でございますけれども、それが1億8,500万円。それから、施設管理  
経費や事務費などの管理経費が3,400万円程度、その他医薬品等の器材料、これが800万円程度、主にこのような内

訳でございます。

齋藤（博）委員

大体 2 億 2,700 万円の収入ですか。それに対して 1 億 8,500 万円の人件費と考えていいのですね。そういうことでよろしいでしょうか。

（保健所）保健総務課長

そのとおりでございます。

齋藤（博）委員

大体 81 パーセント前後が人件費だということになっていますけれども、去年は診療報酬の改定と申しますか、値下げもあつたりして大変だったろうというふうには思いますけれども、診療報酬の下げ幅は 3 パーセントぐらいと聞いていますが、例えばこれは平成 18 年度ですけれども、資料があれば 17 年度の収支についてお知らせいただきたいと思ひます。大きく変わっているものなのですか。

（保健所）保健総務課長

平成 17 年度決算との比較でございますけれども、17 年度につきましても、患者数自体は若干 17 年度の方が多いくらいでございますけれども、これはちょっと一概に診療報酬の改正のせいなのかどうかはわかりませんが、17 年度のこの診療収入につきましては、18 年度が 9,300 万円程度でございますけれども、9,900 万円程度ということになってございます。

齋藤（博）委員

600 万円ぐらいは落ちているということですね。平成 18 年度の患者数が大体 9,500 人とおっしゃいましたが、17 年度は何人くらいだったのですか。

（保健所）保健総務課長

平成 17 年度につきましては患者数は 9,572 人でございます。

齋藤（博）委員

そうするとあまり減っていませんよね。その数字だけで言うと 72 人とかという話ですよ。それで、収入が 600 万円ぐらい落ちているわけでありまして、私が知りたいのはどうしてこんな 850 万円も差が出たのかなというようなことでありまして、この辺について最初は患者数が減ったということがあって、もうちょっと長いスパンで見ると、そうかなという気もしないでもないのですけれども、単純に 1 年前から見るとほとんど変わっていないというふうに言っているぐらいの数字ではないかと思うわけなのです。もう一度聞きたいのですけれども、どうしてこういうことになったのだろうかというあたりはどうなのですか。

（保健所）保健総務課長

ちょっと説明が足りなかったかもしれませんけれども、指定管理者になりまして、今回、予算を組むに当たりまして平成 17 年度に作業をやったわけでございますけれども、その算定の基礎は 16 年度の実績を参考に予算を組んだわけでございますけれども、平成 16 年度につきましては患者数が 1 万 1,000 人を超えておりまして、それが平成 16 年度までは数年間、ずっと 1 万 1,000 人程度の患者数で推移してきておりまして、急に 17 年度以降に 9,500 人程度になるといふ、その辺は指定管理者の当時の平成 18 年度の予算を組んだときに想定されていなかったということがございまして、正確に言えば、前年度から減ったということではなくて、16 年度までの推移から見て、それに比較して大幅に患者数が減少したということが原因でございます。

齋藤（博）委員

小樽の夜間急病センターの場所、位置的な関係もあると思うのですけれども、一部で聞こえてくるのは、やはり例えば今、銭函方面というのは新しい市民の方が増えていて、もともと札幌に住んでいた方が小樽に家を建てているというような話もよく聞きます。そういった中で、例えば夜に自分の子供なり家族がぐあい悪くなったときに、

要するに小樽の方に向くのではなくて札幌に向かって行っているのではないのか、そういう話をよく聞くのです。そういった意味で、幸か不幸か、市民から見ると幸いなのでしょうかけれども、手稲に大きな病院が一つあるわけですし、そこは24時間やっていますし、相当地域的にも活発に動いている病院だというふうに分かされているわけなのです。

それで、これは確かに去年にしたとかという理由ではありませんから、16年度から17、18年度と患者数が1万人を割っている直接の原因とも考えられないとは思いますが、それにしてもやはり相当数の患者が、夜間急病であれば、札幌に向かっているのではないかというようなことをどうしても考えざるを得ないのですけれども、例えば1年間に、夜間に小樽市内で手稲の大きな病院へどのくらいかかっているかという数字は押さえていますか。

（保健所）保健総務課長

今、札幌に行かれています患者がどのくらいいるかと。実際、今、委員のお話の中で想定されている病院では、小樽、後志を含めて多数の患者が行っているというふうに分かっています。ただ、実際あの病院自体は、救急医療についても1次から3次まで非常に熱心に行っておりますし、その辺で患者数はたぶんいろいろと広域的に集められていると思いますけれども、実際、小樽市内から救急患者としてどのくらいが行っているかというのはちょっとまだ把握していませんけれども、今後の体制を考える上で必要だと思いますので、一度その辺の数を調査してみたいというふうには考えております。

斎藤（博）委員

今日こういう話をしていますので、今、医療請求などで時期的にはあまりよくない時期かもしれませんが、ただ、病院自体はたぶんデータを持っているのではないかというふうにも思いますので、大きく後志とくくっているのか、小樽市民でくくっているのかよくわかりませんが、やはり今後の小樽の夜間急病センターのあり方なり、小樽市民の安心安全な生活、生命を守るという観点で、札幌に行っている市民がいるという事実なりがはっきりしてきたら、やはりそれはそれなりに受け入れて考えていかなければならないというふうには私は思うのです。これは小樽の夜間急病センターの経営うんぬんの問題とは別に、やはり市民がそういう選び方をしているわけですから、それは事実として受け止めて、どういう原因があるのか、一番大きいのは距離でしょうけれども、単純に距離的なものなのか、いろいろな要素があるのかどうかを含めて、せつかく調べるのであれば、数だけではなくて、どういった傾向があるか、どういう科目があるのかとか、そういったことももし教えてもらえればですが、調べていただきたいというふうに思います。

次に、今回はこういう形で決算資料の中で2段書きになって850万円の追加払いをしています。結果として1億2,950万円というのが、平成18年度の夜間急病センターにかかったお金ですよ。小樽市から持ち出した分ですよ。それに当然診療報酬というのは夜間急病センターに入っているはずですから、総体でもってやっていっても間に合わなかったわけですから、そういうふうに分けると、今回の850万円は使ったというか出しているわけなのですが、これは今後どうなっていくのか。指定管理者ですから、5年間の契約で行っているはず。そうした際に、5年間分の債務負担行為を起しているというふうに分かれていますけれども、今回この850万円というのは、その中の一部だというふうには私は理解するわけなのですが、それはどういうふうなことになっていくのか。今年のを単純に繰り返すと、これで850万円2回で1,700万円ですよ。3回、4回と繰り返していくと、5年間の契約でつくっている今回の夜間急病センターを、小樽市医師会にお願いするという、小樽市の指定管理者制度の設計そのものが崩れていくのではないかというふうには私は思うのです。まずその辺の見通しなり、考え方についてお聞かせいただきたいとします。

（保健所）保健総務課長

今回、夜間急病センターの指定管理者としての小樽市医師会との契約とありますが、協定書というのを取り交わしていますけれども、その中で5年契約で行うと。それで、その契約を5年間するに当たって、予算をある程度担

保しなれば契約ができないということで 5 年間分の予算、年間毎年度 1 億 2,100 万円の 5 年分として 6 億 500 万円という形で債務負担の予算を議決していただいておりますけれども、実際このような形がこれからも続くようになれば、この 6 億 500 万円という 5 年間の枠を超えてしまうわけでございますけれども、患者数ですとか、その辺の想定はなかなか難しい部分がございますけれども、今の状況を考えれば、ある程度このままでいくと、そういう状態が続くということを想定しまして、その辺の管理・運営体制の見直しみたいなものの検討を進めていかなければならないものと考えてございますけれども、その辺もまた小樽市医師会ともいろいろ協議しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

斎藤（博）委員

結局指定管理者制度をつかって、昨年いろいろ議論させていただきましたけれども、要するに 5 年契約で行こうという話をしていましたね。見積みみたいなものをつかって、5 倍掛けて、市で言う債務負担分だということをやっているのだろーと思います。ただ、これは今のままでいくと、4 年ぐらいで全部使ってしまうというか、5 年分の契約をするようなお金は残らないだろうというようなことですので、その場合は小樽市としては、もともとの 1 億 2,100 万円掛ける 5 というものを動かすつもりはないのだということに理解してよろしいですか。

（保健所）保健総務課長

その辺は動かせないということではないというふうに理解しておりますけれども、基本的にはこの枠の中で何とか運営をしていくように努力をしていかなければならないというふうに思っております。

斎藤（博）委員

今日は厚生・建設両常任委員会所管事項ですので、夜間急病センターのあり方について限定して話しています。もともとはこれはきちんとしていたものを指定管理者制度に乗りかえている部分がありまして、もともこの指定管理者制度をお願いするときの見積額に無理があったのかなという気がしないではないです、今にしてみれば、今年、突然患者数が減ったのではなくて、一昨年から見ると既に 2,000 人弱の患者数が落ちている中で、見積みをしているわけですから、見積り上の問題もあったのかというふうに思います。

ただ、今の答弁からすると、小樽市としては、安易に 1 億 2,100 万円で 5 年間お願いしているものを崩すわけにもいかないのではないのかなという気がします。そうすると、やるとしたら、やはり何らかの形で収支が合うよう検討していってもらうしか選択肢はないのかというふうにも思うわけなのです。

先ほど言いましたように、患者の多少の動きはあります。それから、診療報酬も、いろいろな物価が上がってこれからも動いていくのだろーというふうに思うわけです。一度札幌に行った患者が小樽に戻ってくるというのは、なかなか難しいことだというのは皆さんも御承知だと思いますし、こういう病院とか診療所の場合、収支改善を図るときに、患者の増を想定してつくるといのは極めて不安定だというのは御承知だというふうに思います。

そういった意味では大変厳しい選択肢しかないのですけれども、やはり小樽の夜間急病センターのあり方そのものをもう少し見直さないと、例えば総収入の 81 パーセントを人件費が占めているとかという形とか、そういったところもやはりメスを入れていかないと、なかなか改善の道というは見えてこないのではないかとこのように思うわけなのです。そういった意味で、改めて今後小樽市医師会とどういった話をしていくのかというあたりの基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。

（保健所）保健総務課長

今回このような形で収支不足が生じまして、私ども市だけではなくて、小樽市医師会の医師もいろいろな危機感を持って、今後この体制についての構築、運営体制の効率化についてはいろいろ意識されて、考えておられるというふうに思います。

それで、今年についてもほぼ昨年と同じような患者数の経過をたどってございまして、やはり早急に手を打たなければこの状態が続くこととなりますので、その辺は小樽市医師会の方にも、内部でその辺の運営体制の見直しも

含めて、人の配置も含めて検討していただきたいというふうに思っておりますけれども、その辺は、また具体的にはこれから協議してまいりたいというふうに考えております。

斎藤（博）委員

まず、そういうことで非常に大変だというふうに私も思うわけですが、ぜひ御努力をお願いしたい。

第二病院放射線科の時間外勤務の実態について

三つ目の質問をさせていただきたいと思います。第二病院にお聞きしたいというふうに思います。

第二病院の放射線科の時間外勤務の実態、決算の中でいろいろと調べていったのですけれども、なかなか探せなかったものでちょっとお願いしたいと思うのですけれども、平成 18 年度の放射線科の時間外勤務の実態、金額、さらにそのうち夜 10 時を過ぎてからのいわゆる深夜にかかわる時間外勤務の実態、回数、時間、さらには金額をお知らせいただきたいと思います。

（二病）事務局次長

平成 18 年度の当院の放射線科の職員の時間外勤務ですが、全体では時間数が 2,327 時間、金額にして 664 万 6,749 円です。このうち深夜帯 22 時から翌朝 5 時までなのですが、これのまず回数ですが、1 人 1 日 2 回出た場合は 2 回というような形でカウントしまして 278 回、時間数にして 375 時間、金額にして 122 万 686 円でございます。

斎藤（博）委員

今、時間外勤務、特に深夜勤務の部分の数字を教えてくださいました。278 回で、時間で言うと 375 時間ぐらいあったというふうに聞いておりますが、これは単純に回数で時間を割り返しますと 1.34 という数字が出てきて、これを時間に直すと大体 1 時間 20 分、80 分なのです。これは大体放射線科が深夜に出てきてかかっている 1 回の仕事量というか、仕事の時間と申しますか、そういうふうに理解してよろしいですか。

（二病）事務局次長

そのとおりでございます。

斎藤（博）委員

それで、大体 1 回出てくると 1 時間 20 分ぐらいかかって検査、レントゲンを撮ったり、MRI を撮ったり、CT を撮ったりして帰っていくのだらうというふうに考えて、先ほど言ってくれた 2,327 時間というのをこの 1.34 で割り返しますと、1,736 回になるのですけれども、それはそういう理解というか、そういうことなのですか、よろしいですか。深夜で出てきた 1 回の時間をベースにして 1 年間の総時間数を割り返すと、回数としては 1 年間に 1,736 回時間外勤務が行われていると理解してよろしいですか。

（二病）事務局次長

数字の上からはそういうような形になってはいますが、実際には深夜帯以外の時間外勤務につきまして回数というのを押さえていませんので、その辺は必ずしも今の言った数字そのままというのは限らないと思います。

斎藤（博）委員

例えば今の総時間で 2,327 時間というふうに言われました。これは 5 時 20 分から翌朝 8 時半までの間だというふうに理解しています。そうすると、当然 5 時 20 分から 10 時まで、10 時からの深夜、それから土日、祝祭日の時間外、土日、祝祭日の深夜、そういうふういわゆる時間外勤務というのは四つに分かれていると思うのですけれども、一つ一つの数字というのはお持ちですか。

（二病）事務局次長

時間数は押さえてございますけれども、回数は押さえてございません。

時間数で言いますと、祝日、土日含めていわゆる休日ですが、先ほどの時間外勤務は 17 時から 22 時まで、それから朝の 5 時から 8 時半までになりますけれども、この時間帯が 884 時間、それからこれの休日の深夜帯が 139 時間、それから平日の深夜になる時間ですが、これが 1,068 時間、それから深夜が 236 時間となります。

齋藤（博）委員

そうすると、884時間を1.34で割り返すと659.7回になる。それから、139時間を1.34時間で割り返すと103.7回。それから、1,068時間を1.34で割り返すと797回。それから236時間、これは祝日の通常勤務の時間の出番なのですけれども、これは236時間ということは176回あったということでありまして、トータルすると、2,327時間というのは回数で言うと1,736回になる。これを12で割り返しますと、月に144回から145回のこういう時間外の検査が行われているということでありまして。これはあそこは管理職を除くと5人で回していますから、5人がやっているとする、1か月に29回、時間外の検査を行っているという実態があります。それから、先ほどいただいた278回を1か月に割り返すと23.1回。これを5人で割り返しますと4.6回ということになるわけです。そうしますと、第二病院の5人の放射線技師というのは1か月間で29回、時間外で仕事をしている。さらにそのうちの5回ぐらいは、夜の10時から朝の5時までの間に起きています。そういう実態はこの数字から出てくると思います。これは例えば8時に呼ばれて、9時20分に終わって、1回うちに帰りますよね。そして、2時ぐらいに呼ばれて3時20分に帰っている。そういう実態があってもこれはただの2回だというふうに数えられている。今、一生懸命分けていますよね。深夜とそうでないときの2回というふうに分けていますけれども、そういう実態がこの間続いているというふうに思います。こういった状況というのはいつから続いているのか、もしわかったら教えていただきたいとします。

（二病）事務局長

現体制は10年ぐらい前に正職員を嘱託に変えた時期がございまして、その時期から続いているということです。

齋藤（博）委員

要は、医師や看護師は深夜勤務をして次の日明けですから、一応帰れるわけですが、放射線技師の場合、管理職を入れて6人、管理職を除くと5人の方ですから、この人方は、例えば先ほど言った例も決して誇張して言っているのではなくて、本当に1日に2回呼ばれて、そのまま帰れないで、次の日普通に勤務しているという状態もあるというふうに聞いています。そういった状態というのはもちろん本人にとっても大変だと思いますけれども、一つ間違えと事故につながりかねないような環境ではないかというふうに私は思います。

そういった意味で、帰れなくて5時20分から5時間時間外勤務をやっている場合と、うちに2回帰っているとか、夜中に呼び出されて仕事が行われているとか、こういう状態というのは極めて心配な要素が多いわけなので、こういった状態について病院としてどういう考え方を持っているのかと、そして今後どうしていこうとしているのかと、そこについて改めてお話ししていただいて私の質問を終わりたいと思います。

（二病）事務局長

今、委員の方から御指摘がありました待機の問題、それから本年度CTの64列の更新期ということも予定しておりますので、その二つの要素を含めて、従来嘱託であった放射線技師1名を正職員に切り替えて、今年度の4月に募集したわけでございます。しかしながら、4月1日の採用は不採用であって、その後引き続き6月1日付で応募したわけでございますけれども、そのときは採用者が出たのですけれども、採用通知を出した後に本人から辞退がありまして、これはどういうことかといいますと、年度途中で採用するということになりますと、どこかの病院に勤めているわけです。結局途中でそういうことで、採用通知を受け取った本人が病院に引きとめられるというような現状が出てくるわけです。ですから、そういった年度途中で採用は非常に難しいということ。それからもう一つの要素は両病院の入院と外来患者の患者数の減という実態もありますので、小樽病院の放射線技師11名と、私どもにいる6人の放射線技師17名で、こういった体制で現状をしのいで行くことができるだろうかということを経験、検討いたしました。その結果、9月から、小樽病院の放射線技師に毎週月曜日と水曜日の午前中応援に来ていただいています。それで業務を行っているということです。

そういう状況が一つあることと、また起債の導入の関係でCTが今まだ購入できておりませんし、時期も明確になっておりません。これらの要素、たぶん発注してから2か月かかりますので、入っても年度ぎりぎりになるか、

その辺の時期になろうかと思えますけれども、そういった状況を総合的に勘案しまして、来年度の体制も小樽病院と引き続き協議して、どういう体制がいいのかということを検討していきたいというふうに考えています。

斎藤（博）委員

最後にもう一回聞きますけれども、病院としては、今年 1 人増やす予定であったということで理解していいですね。その努力はこれからも続けていくということで理解していいですか。それから、小樽病院との協働関係というのは当面の措置というふうに理解していいですか。そのところだけお願いします。

（二病）事務局長

一応今年度は 1 名正職員ということで考えておりましたので、欠員という考え方は当然持っております。ただ今後、今、話したような状況を踏まえて、改めてどういう体制になるかというのは提案していきたいというふうに考えております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時55分

再開 午後 3 時15分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

-----  
大橋委員

ちょっと時間が遅くなってきましたので、質問のスタイルを変えます。

決算書とか執行状況で数字のわかっているものについては、私の方で申し上げて結論を求めていきますので、よろしくをお願いします。

住民基本台帳ネットワークについて

まず、事務執行状況説明書の40ページ、決算説明書の123ページに住民基本台帳ネットワークシステム事業というのがあります。これは211万9,950円かかっていて、その前の年も200万円ぐらいですが、それで利用件数が181件ということですが、この211万円というのはどのような経費ということになりますでしょうか。

（市民）戸籍住民課長

ただいまの大橋委員の御質問でございますけれども、事務執行状況説明書の40ページということで、住基カード件数181件。この40ページの件数につきましては、総合サービスセンターの方で取り扱っている件数でございますので、小樽市の住基カード取扱件数につきましては、大変恐縮ですが、事務執行状況説明書の46ページの中段に証明交付等事務というのがございまして、この中に住基カード、戸籍住民課575件、総合サービスセンター181件等々で、合計788件を本市では取り扱っております。

それで、ただいま御質問のありました決算説明書の211万9,950円の住民基本台帳ネットワークシステム事業費の内訳でございますけれども、住基ネットいわゆる住民基本台帳カードの購入費として85万9,950円、それからこの住基カードの発行、交付をするためのシステム機械等に関する保守の業務委託料として126万円と、この合計が211万9,950円となっております。

大橋委員

本市の交付手数料は幾らかということと、それからこのカードに顔写真がついていますか。

（市民）戸籍住民課長

交付手数料につきましては 1 枚 500 円。ちなみに有効期間 10 年というカードでございます、顔写真付きのものと顔写真付きでないものと 2 種類ございます。

大橋委員

顔写真付きとないものというのは、これは本人の希望によってということですか。

（市民）戸籍住民課長

そのとおりでございます。

大橋委員

以前は高齢者の身分証明書発行のための経費があったわけですから、それが今度顔写真付きということでそういう証明書は要らないと。それで、いわゆる銀行関係の身分証明にも使えるということなわけですが、今、市民生活上でこの住基カードが浸透しているか、していないのか、もっとした方がいいものなのか、どんなふうを考えていますか。

（市民）戸籍住民課長

まず、浸透の度合いの関係でございますが、具体的に調べたアンケートだと、そういうものはございませんが、平成 15 年度から住基カードを交付開始いたしまして、この間の交付件数の進ちょくというか動向によって、その浸透度をちょっとはかってみたいということで、平成 15 年度に開始されたときには 381 件、それから 16 年度が 572 件、17 年度が 658 件、そして昨年 18 年度が 788 件、合計 2,399 件。今年 4 月に入ってこの 9 月までに 444 件出ておりますので、合計で 2,843 件。人口比で割り返しますと大体約 2 パーセントの方がこの住基カードを持っているということで、一定程度浸透していると思っております。

それから、利用の方の関係でございますが、主に高齢者の方で車の運転免許を持っていないために、身分を示すいわゆる公的な身分証明書が必要だという方、それから高校生とか大学生で学生証は持っていますけれども、例えば携帯電話等々の契約のときに身分を証明するといったことで、この住基カードの交付を受けている方、それからあと事業主なり、また個人でもあるのですが、税務署の e - Tax の申告又は納税システムに使いたいということで、この住基カードが交付されている、そういうような実態でございます。

大橋委員

非常にシステムとしては便利なものなのだろうという割には少ないという印象であります。

総合サービスセンターの相談内容について

質問を変えます。事務執行状況説明書の 39 ページ、総合サービスセンターに関してですが、市民相談関係業務というのがあります。それで、その中で市政相談以外の業務というのが、市民相談が 143 件、法律相談が 400 件、身の上相談が 54 件というふうになっていますけれども、この相談の内容と申しますか、どのような相談が来ていて特にどういうものが多いのか、その辺はどうでしょうか。

（市民）総合サービスセンター 所長

総合サービスセンターの相談の内容でございますけれども、まず市民相談コーナーで主にございますのは、例えば最近ですと遺産相続の問題ですとか、それから土地に関するもの、住宅に関するもの、あと家庭の関係といったものが主になっております。あと法律の関係ですと、やはり先ほど言いましたように遺産相続ですとか土地家屋の問題、それに金銭貸借の関係、あと離婚ですとか、そういった関係のものが多くなっております。身の上相談、これについては裁判所の調停員、女性調停員とかも担当しているものですから、家庭内の問題ですとか、離婚の関係、結婚の関係といったような内容になっております。

大橋委員

私も市民から相談を受けた場合に、よく総合サービスセンターに電話して、法律相談の日とかを聞いたりアドバ



イスを受けたりするのですけれども、これはいわゆる法律相談の部分というのは窓口で結局話を聞いて処理すると、それから弁護士相談とか、そちらの方に結局回すためのアドバイスというのでしょうか、そういう形でやっているのですか、どうなのですか。

（市民）総合サービスセンター所長

例えば窓口の方へ相談に見えられまして、いろいろと内容をお聞きするわけですが、例えば消費者金融などの関係ですと、その内容がいろいろとあちらこちらからお金を借りて整理をしたいといった場合、どうしても法的な問題になりますので、その場合はアドバイスをして、その関係の契約書ですとか、それから返済の内容、それらの関係の主な督促状を受けまして、関係の書類を全部整理していただいて、それを持って弁護士と相談という形でやってもらうように指導といたしますが、勧めております。

大橋委員

そうですね。いわゆる弁護士相談の方に行ってもらおうというような形をとっていますけれども、ただ多重債務者の問題というのは非常に数が多いわけですね。それから、もう一つ弁護士のところに行く場合には具体的な解決といたしますか、弁護士ないし司法書士、今ですとそれで解決してもらおうわけですが、そこまでの部分で今、全国的に多重債務者が多いので、そういう弁護士とかにかかわる前に、もっと結局窓口のところである程度の道筋を立てて多重債務相談は窓口で十分できますよというような方向性を探っているというふうに聞いているのですけれども、その辺について、もっと踏み込んだ形で、多重債務相談について窓口で充実した形で解決に近づくまで持っていくというような方策はとれないのでしょうか。

（市民）総合サービスセンター所長

私どもの方は弁護士相談等は週 1 回ということがございますけれども、実は札幌弁護士会の小樽多重債務解決センター等で週 3 回受け付けている。それから、司法書士会でも週 2 回といった形でやっていただいておりますし、特に私ども窓口でお話を承っておりますと、緊急性を要するですとか何とか早く解決したいという方がほとんどなものですから、先ほど言った形で一日も早く解決してもらうための相談をしていただくということで、我々もできる限り、例えば先ほど申し上げたような形でアドバイスをしていきながら、その解決に向けて、本人に頑張ってもらいたいということで考えております。

大橋委員

わかりました。札幌の相談ないし司法書士の相談もありますし、小樽の場合はそういう点ではかなり地理的な部分で便利になっているのかなという、そういう印象については受けております。

高齢者への理容サービスについて

次に、決算説明書の135ページに、在宅寝たきりの高齢者に対する理美容サービスがありますけれども、これは昨年美容が入ってきたように思っています。これが決算上59万5,810円、それで258人利用です。平成17年度の場合には76万7,428円で235人利用しています。これを分析しますと、人数はむしろ増えているのに金額が減っている。大体今年の決算ですと1人当たり2,000円の計算ですし、昨年度決算ですと1人当たり3,000円強当てているような形になるのです。これについてはどのような制度上の変化があったのか、それについてお聞きします。

（福祉）高齢・福祉医療課長

理美容サービスについてでございますけれども、委員が御指摘のとおり、平成18年度につきましては改正点としましては18年度から美容のサービスを取り入れております。その部分が17年度と比べて回数増あるいは登録者増につながったというふうに私たちも認識しております。

決算の方についてなのですけれども、もう一つの改正点といたしましては、助成額を見直ししております。17年度につきましては、小樽市から理容師組合の方の委託金額として3,500円を契約しておりまして、そのうち市民税の所得割が課税されている世帯については助成額はなし、3,500円そのままという形で御負担をいただいていた部分

と、あと非課税世帯につきましては1割負担ということで、その3,500円のうちの350円を御負担いただきまして、小樽市としては3,150円を助成していたという経緯がございます。それを18年度になりましたときに課税、非課税を外しまして、この辺につきましては税制改正の影響などもございますので、その辺を考慮しまして自己負担一律に1,500円、小樽市の負担としては2,000円の助成額に変更しておりますので、その部分で回数増になってはおりますけれども、金額的には落ちている形になっております。

大橋委員

そのような形に改正して、それに対して利用者の方からは何か声が上がったとか意見とか、そういうのはありましたか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

2点ほどあるかと思うのですが、当然今まで350円だった方々については負担額が大きくなるという部分で、その辺の御意見もあったところもございますし、課税世帯の方については今まで3,500円負担だったのが下がったという部分で、そういう部分でも御意見はいただいております。

大橋委員

なかなか頭が洗えない在宅の方に対してのサービスとして、すぐれたサービスというふうに評価していますし、そのためにきちんとシステムを持っていて、利用者のところに行っているという業者の方も出てきていることは新聞で承知しています。ただ、こういう制度の場合必ず言われることなのですけれども、いわゆる利用者のところに行くような体制にない業者と申しますか、そういうようなところからも、サービスをやりましたというのが出ているのではないかと。つまり在宅高齢者が使っているのではなくて、その家族が使っているのではないかとというような声があるのですけれども、その辺扱っている業者に対してそういう体制があるのかどうか。それから、そういういわゆる抜け道を使っていることがあるのかどうか。そのことに対してチェックしているのか、又はチェックしようとしたことがあるのか、その辺はどうでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

まず、申請のときに包括支援センターなどが自宅の方に訪問いたしまして実態調査をしておりますので、申請者、対象となる人員については寝たきりの部分を審査しておりますので、対象者の部分では問題ないかというふうに私も思っております。

あと利用につきましては、市と理容師組合、美容協会の方が委託契約を交わしまして、券の利用についても取決めを交わしているところがございますけれども、実際のところのチェックという部分になりますと、実際に訪問している理容師なり美容師が助成券を回収するという部分で、それをもって把握して私どもの方も支出しておりますので、基本的にはその理容師、美容師がそういう利用の方法はされていないというふうには思っておりますけれども、個々の業者によっては誤った認識によりまして、もしかしたら柔軟な対応をされている部分もあるのかなという部分も考えられますので、組合なり協会の方には、そういうことがないように改めて申入れをしていきたいというふうに思っております。

大橋委員

在宅虚弱高齢者緊急通報システムについて

次に、決算説明書135ページ、在宅虚弱高齢者緊急通報システムについて聞きます。

これは884万4,685円、利用者数が200人というふうに思っていたのですが、利用はどんなシステムになっていますか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

在宅虚弱高齢者緊急通報システムでございますけれども、これは今、事業の方が2本立てになっておりまして、以前からやっておりましたセコムへの委託によりまして自宅の固定電話につなげる方式の部分と、あともう一つ、

平成17年度から始めております外出先でも緊急通報が使えるという携帯端末や、あと引き続き固定電話の方がいいという方のために、その一部助成、設置にも導入の経費を助成するという制度の2本立てになっております。もともとの警備会社の方に委託している部分につきましては、17年3月をもって新規の募集はしておりませんで、その後、今、経過措置で3年間引き続きという形になっておりまして、来年の3月になりますと、こちらの方は一応終わる形になるのですけれども、件数の方は既に家の方についている部分が、200件というのは大体现在の数字でございまして、年度末、3月末でございまして230件の設置がございました。助成の方につきましては、昨年度実績で23件の助成件数となっております。

大橋委員

いわゆるひとり暮らしの方にとって命綱みたいなシステムであるというふうに思って、我々も推進すべきだという立場をもって来ていました。ただ、意外に小樽市におられるひとり暮らしの老人の数から言うと、非常に少ないなというのが一つ印象としてあります。それと、もう一つは本当に役に立っているのかという部分があります。それで、今の部分、本当に役に立っているか、つまりどのくらい利用されているのかということと、それから全体の老人の数から言うと件数としては少ないという部分、そこについてはどう考えていますか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

全体の人数に対する部分について言いますと、国勢調査の時点で単身の高齢者というのは小樽市に約8,000人いらっしゃいまして、あとそのほか高齢者のみの世帯というのも約8,000世帯ぐらい。こういう中では今の230件なり20数件という数は大変少ない形になっておりますけれども、一応条件といたしましては、心臓疾患とか高血圧等の慢性疾患で、常時日常注意を要する状態にある方という縛りを設けておりまして、その辺でそれほど大きな数にはなっていないというふうに認識しております。

あと出動の部分なのですが、実際昨年の実績で緊急通報システムを利用して出動がなされたという件数は63件という形になっておりまして、そのうち救急車による搬送というのが10件、あと介護要請、例えばベッドから落ちていてベッドに上がれないですとか、そういうような形で助けてほしいというような部分が34件、その他が19件という形になっておりまして、230件のうち出動が63件という部分では一定程度の利用はあったものというふうに考えております。

大橋委員

それで、この問題に関連してなのですが、救急で10件ですから、これがなければその方は非常に大変な状況になったのかなど。また、ベッドから落ちて自力ではい上がれないわけですから、大変な事態なのですが、前に孤独死についてお尋ねしたことがあるのですが、あまり件数的にははっきり把握されていないということでした。それで、いわゆる孤独死の問題が私の狭いつき合いの範囲でも、やはりぼつぼつと葬式などへ行ったり話を聞きますと出てきます。それと、結局、孤独死に至る前に衰弱して動けない期間とか、そういうこともあるのですけれども、小樽の場合になかなかその部分で発見するシステムといいますか、そういうものがどういうふうにできているのか、又は何かしようとしているのか、その辺をお聞きしたいと思いますのですがどうですか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

先ほど申しましたように単身世帯が8,000人いるという形になりますと、一人で住んでいる以上はどうしても24時間見守っているというわけにはいかない部分がございますので、孤独死というのは、そういう意味ではある種避けては通れない問題というのは非常に認識しております。

ただ、その中で私たちができることといたしましては、今やっております緊急通報もそうなのですが、やはり地域の見守りというのが大変必要になってきておりまして、例えば蘭島地区では配食サービスを通して小地域ネットワークということで声かけ、そういうものをやっておりますし、各地区におきましても同じように給食サービスを使って見守り活動というのは実施しております。

あと例えば保健所の方では、SOSネットワークという形で新聞とかヤクルトの販売員、警察官と連携をとりながら、そういうような新聞がたまっているような家とかがありましたら、連絡をとって対応するというようなシステムもございますので、あとまた介護保険を利用している方というのは、訪問サービスを利用している方であれば、ヘルパーなりが週に何回か見守るという体制もできておりますし、そういうことを有機的に利用しながら、やはり地域で見守っていくということが今後ますます重要になっていくというふうに考えております。

大橋委員

そうですね。いろいろなチャンネルを利用するということだと思いますが、ただそのチャンネルの利用の仕方というのがまだ確立していないのかなという印象を受けます。ということは、配食サービスは非常に地域の方も、高齢者、ひとり暮らしの方に対しての配慮をふだんからしていることになりすけれども、しかし恐らく町会のうち2割ぐらいしか配食サービスをやっていないのですよね。配食サービスも浸透しない。なかなか町会の役員にとって負担なものですから、あれは浸透しないのですよね。

ですから、この問題を、もうちょっと小樽としてはどういうシステムをつくるのだということを引きちんと考えていってほしいというふうに思っています。東京の千代田区の例ですけれども、高齢者を訪ねて生活実態を把握して、見守りが必要な対象者の台帳化を計画している。それから、それに対してあとは協力者として電気、ガス、水道、ごみ収集、郵便、新聞、宅配、配食サービスなど、そういう高齢者のところを訪ねる可能性のあるあらゆる業者、その連絡会を設置してシステムをつくっていくことをこれからしていきたいと、そんなふうにしております。それで、その予算が300万円かかるという形ですけれども、小樽もその辺、今、努力されているのはわかりますけれども、もう少し組織立ったものといいますが、そういうネットワークをつくることを考えるべき時期ではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

小樽市の状況としましては、民生児童委員が年に一度、単身の高齢者の実態調査をしております、一定程度状況を把握しているという部分は確かにございます。ただ、委員の御指摘のとおり、それをどのような形で見守りにつなげていくかという部分は、確かに民生児童委員でも見守り活動を友愛訪問という形でやっておりますし、また老人クラブでも似たようなことをやっております。ただ、やはり今はその辺の情報が、個人情報の観点から相互に共有し合うということがなかなか難しいという面も一つあるかと思っております。ただ、今、地域に地域包括支援センターというのが設置されて、そこを使って地域の高齢者を有機的に見守ったり介護をしたりということを含括的にこれからはしなければならないというのもございますので、今後地域包括支援センターなりが今の持っている情報をどのように活用していくかは少し検討させていただきたいというふうに考えております。

大橋委員

ごみの有料化と減量効果について

最後の質問です。ごみの有料化と減量効果についてです。

これは今、札幌市がごみの有料化をしようとして、なかなかまだ市民から理解が得られていないという新聞報道がありますが、ごみ処理手数料徴収関係経費、その数字の中からちょっと要因を探っていきたいと思いますが、平成18年度決算で約8,490万円、それが17年度のときには約9,332万円と約842万円経費が減っております。それで、指定ごみ袋の作成費の方は、18年度が約5,700万円、17年度が約6,300万円。ここで600万円ですから、10パーセントほど減っています。これの減った要因、つまりごみ全体が減量になったから減ったのか、それとも結局ごみ袋を先にたくさんつくっておいたからそれで減っていくのか、その辺の問題はどうなのでしょう。

（環境）管理課長

このごみ処理手数料徴収関係経費、おっしゃるとおり皆様方が燃やすごみ、燃やさないごみを黄色袋なり青色袋で出すときに係る経費ということでございます。ごみの量につきましては、有料化実施前の平成16年度で見ますと、

燃やすごみ、燃やさないごみ、さらに粗大ごみを合わせまして 4 万 2,670 トンほどございましたが、有料化が実施されました平成 17 年度におきましては、トータルで 2 万 6,087 トンと大幅に減っております。平成 18 年度につきましては 2 万 6,320 トンと、ほぼ横ばいの状況でございます。

そういった意味で、ごみの量そのものは減ったという要素ではないのですけれども、各家庭で、最初はどうしても余裕を見て大きめの袋を買っていたのを、ある程度自分の家庭で使われる袋の大きさというのは大体わかってきたと。そういった中で当初私どもが見込んでいた袋のサイズというのが、かなり小さい方のサイズが実際には使われているというふうな状況になっておりまして、そういったことで当然袋も小さいサイズのものを多くつくったりといったことで経費が下がっているという状況でございます。

大橋委員

この関係経費の中で、不思議な数字が一つあります。ごみ袋保管搬送業務委託料が 529 万 5,234 円かかっているのですが、平成 17 年度は 306 万 6,000 円なのです。割合にすると 172 パーセント、つまり非常に大幅に上がっています。大体今の市の方針として、業者に対する手数料関係はどんなことがあっても押さえ込んでいるのですけれども、それがここまで大幅にアップしているということは、業務の内容とかいろいろなことで何か理由があると思いますが、それはどうなのでしょう。

（環境）管理課長

この指定ごみ袋の保管搬送業務と申しますのは、私どもが作成しました指定ごみ袋を倉庫に保管していただく。そして、各取扱店からの注文に応じてそれぞれの取扱店に搬送する。その二つの業務をまとめて一括して業務委託しているものでございます。

この業務につきましては、既の実施していた各自治体の状況なども確認しながら、仕様書なり契約に当たっての予定価格を作成しております。ただ、なにぶん私ども発注する市としても初めての業務でもございましたし、受けた側の業者につきましても初めての業務だったということで、当時入札で業者を決定しておりますけれども、たしか私の記憶している限りでは予定価格の半分以下、4 割程度ぐらいの入札額で業務契約が締結されたというふうに記憶しております。

ただ、その中で最終的に業務契約締結に至りまして実施している中では相当、早い話が安い額で入れ過ぎたような話は聞いておりました。それで、平成 18 年度に当たりまして、また改めて業者を入札によりまして契約締結しております。その際には指名業者からあらかじめ大まかな見積りを取りまして、予定価格決定して入札を実施しております。その入札の結果が前年度に比べるとちょっと大きい額で落札になったというような状況でございます。

大橋委員

ごみ問題の現状について

それでは、この質問の最後の部分ですので、これは部長にお聞きします。

このごみ減量問題についての現状について総括をしていただきたいと思いますけれども、今ごみの集積場に相変わらず違うものが出てきて、それで注意の札を張っている。これはなかなかとまりません。それから、山中への不法投棄については、実際問題としてかつて不法投棄が多かったところの空き地に入れないようにしたり、そういう工夫もしているというふうに思っていますし、パトロールもしている。従来、目立った場所には不法投棄が減っているという感じを私は持っております。そういう現状の問題と、市民に現在の有料化、そしてごみ減量に分別、その意識がどの程度浸透しているというような感触を持っているのか。

それと、もう一つは、通常 3 年か 4 年たちますとリバウンド現象が起きている市があるというふうに聞いております。減った減ったと言っているうちにまた増え始める、そういうことなのですけれども、小樽において、今、リバウンドの可能性があるのかどうか、その辺の感触。以上について今後の事業の進め方、いわゆる今の仕組みがベストだからそれで堅持していくのか、まだ新しい方向も探っていくのか、その辺を総括してお尋ねします。

環境部長

ごみ問題に関する御質問でございますけれども、まず一つに不法投棄の関係につきましては、これはあくまでもやはり出す方の意識の問題で、私どもとしましてはいろいろな角度からこの辺の啓発活動は続けております。ただ、ごみにつきましては、そこにたまっていると、さらにまたそこにごみが寄るといことがございますので、一定程度のごみについては、市の方でやはりパトロールをしながら収集もしていかなければならないというふうを考えています。また、ごみの中でも搬出者が特定できるようなもの、それらにつきましては警察とも連携をとりながら、取締りをお願いしているということでございまして、そういう面ではかなりの件数、警察との協議をしている段階です。

それから、ごみの減量に対する意識ということでございますけれども、この辺につきましては先ほど管理課長からも話しましたとおり、平成17年度、18年度のごみの量を見る限りではリバウンド現象もないということでございますので、19年度についても今のところは同じような状況に来ておりますから、大体2年ないし3年目にかけて大きなリバウンドがないということ。さらには資源物に対する市民の取組、こういう部分もかなり意識が高まってきておりますし、例えば資源物の回収団体、そういうところの活動なども、有料化された後も順調に推移してございますので、かなりそういう点では意識が高まってきていると思っています。

それとごみの集積場所の散乱だとか、そういう部分につきましても、昨年までは地域の美化推進員を置いてやっていただいておりますけれども、かなりその辺も周知されてきたということで、今年からはその部分については廃止をいたしましたけれども、中にはいまだにそういったごみ捨場のステーションの美化活動に取り組んでいる方もございますし、あと私どもの指導員がパトロールをした中で、特にやはりカラスの被害がひどいところにつきましてはその地区のステーションの方々と協議をして、何かいい方法はないか、カラス対策のごみネットとか、ごみネットの関係で言えば助成制度もまだ持っておりますので、その辺で進めていきたいと考えてございます。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

保育料の未納について

今年度の地方交付税の大きな落ち込み、そういった財源対策に対して、13億円の未収金の収納に力を入れるというふうに財政部が答弁していました。それぞれ市税その他国民健康保険料や保育料といったものについても収納対策をとられると思いますけれども、民生費の負担金の滞納問題について何点かお尋ねしたいと思います。

民生費の未納額はその7割が保育費の負担です。収入未済額や調定額に対する未納割合、それから額、平成17年度に比べますとかなり大きくなっていますが、その原因については、どういうことだというふうにとらえていますか。

（福祉）子育て支援課長

保育料の未納が増加した原因ということですが、個々の未納世帯の滞納理由につきましては調査しておりませんので、不明ではありますけれども、保育料につきましては平成元年度から据え置いてきたという経過がございまして、国の定める保育料の一定の基準であります保育所徴収基準額表とのかい離が大きくなった。そういったことで、平成16年度から18年度の3か年で段階的に保育料を改定させていただいたことがございます。18年度の保育料の未納について、この保育料の改定の影響もあるのではないかというふうには思うところですが、要因がたくさんあったと思いますけれども、額が増えたということにつきましてはやはり大きい要素だというふうに思っております。

菊地委員

個々の原因については押さえていらっしゃらないというふうな答弁でした。今、3年間にわたって保育料を値上げてきたことが原因ではないかというふうに課長から答弁をいただきましたので、やはり私もそれはあるのではないかというふうに思っています。

未納額の推移を見ても、現年度分だけでも平成15年度までは95パーセントから96パーセント払込みされているのです。17年度に93.6パーセント、18年度に92.5パーセントというふうに下がり続けているのです。やはりこの16年度から3年連続で保育料を値上げした、その影響が大きいのではないかというふうに思われるのですが、その保育料の負担は、実は17年度の予算現額に対して18年度は2,000万円ほどの増収を見込んでいるのです。その結果、17年度の納入額よりも18年度では634万円ほど低くなっている。それでは保育料の値上げをして、その増収を見込んだ意味はないのではないかと。結局支払能力を超えた保育料になっていると思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

支払能力を超えた納められない保育料を設定して未納にするのではなくて、納めやすい金額にするのがいいのかということでしょうか。負担の額が増えているということであれば低い方が納めやすい、支払いやすいというようなことになるかと思うのですが、保育料につきましてはさきに申し上げたように、16年度から3か年の計画で改定させていただきましたけれども、国が定めている基準よりもかなり大幅な開きがあったということで、道内他都市、近隣都市との平均の率まで改定させていただいたところで、納めにくいというか、過大な保育料をかけているというふうには思っていないところではございます。

この保育料の未納問題につきまして、昨今いろいろな形で新聞等でも取り上げられていて、御承知のとおりというふうに思いますけれども、国におきましてもこのことにつきまして、自治体における調査をしたところではございます。それで見ますと、保育料の滞納が増加傾向にあるというのは全国的な傾向ではあるのですが、各自治体の認識と申しますか、なぜそれを納めていただけないのかというあたりの理由につきましては、確かに保護者の失業とか離婚とかも増えているというようなことから、収入減ということもありますけれども、保育料の支払の義務の意識と申しますか、保護者の方の責任感とか、そういった規範に対する意識の低下といったものが複数絡まっただけの要因ではないかということでありまして、小樽市におきましてもそういった具体の精査はしておりませんが、そういうことが一つ起因しているの、納められない保育料で未納額が増えていったという、確かにそういったことではないというふうに私は思っております。

菊地委員

平成16年度に1回上げたときには、一気に上げられないということで3年間の段階を設けましたから、15年度、16年度の未納からい離と申しますが、それはそれほど大きくはなかったのですが、18年度になって調定額に対して未納額が2割になっているのです。それはかなり大きいというふうに思います。近隣のどうか似たような都市の水準にまで引き上げたとおっしゃいますけれども、小樽の経済状態で今の賃金だとか、そういうのが必ずしもそういうところの水準だとは思いませんので、私はやはりそういった生活にかかる費用だとか、それから地域の経済状況だとか、そういうことも勘案しながら、本当に子育てをしている世帯が払うことが苦痛にならない、そういった保育料の設定をするのがより収納率を上げる最大の手段だというふうに考えるのです。それまでも保育料の値上げをしてきたときに、大きく収納率が落ち込んでいるという歴史を繰り返しているのです。そういうことをこの事例からもぜひ考えていただけないかというふうに思うわけなのです。

それで、小樽市の保育料が国の基準から相当開きがあったということ踏まえて、16年度から保育料の改定に踏み切ったわけなのですけれども、その開きがあって大きいというのは、市長は子育て支援の一環として保育料をしっかり据え置いてきたというふうに言明していました。私は、これは小樽市にとっては、すぐれた政策だったとい

うふうに今でも評価しているのです、過程はね。ですから、小樽にあって子育てをする、そのために税金とは違って保育料というのは自治体の施策としてしっかり生きる策なので、この辺についてはもっと子育てをしやすい環境の一環としての保育料にぜひ考えていただけないかというふうに、この間この決算説明書を見ながら思ってきたのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

保育料だけが子育て支援策ではないということが一つ前提としてあるのかというふうに思うわけなのですが、大変厳しい財政状況の中、他都市に比べてこのように開きのある保育料という部分は、いろいろな保育ニーズにこたえていかなければならない中で、非常にやはり難しかったというふうに私は思っています。基本的に保育料を納めていただくのも、利用者である保護者の方の理解の下にやっていかなければならないというふうには思っております。

また、一方できちんと納めていらっしゃる方、これからの不公平感もございますので、そういう部分はまた改めて国で示してきている参考事例などを基にいろいろな国の対策を立てていきたいというふうにも思いますし、また、本当に正当な理由がないのに支払わないといったような方に対しては、税の徴収、税法のこともよく研究をし、ノウハウをいただきながら、基本的にはその基準の中で処分できるような形にもなっておりますので、そういうような部分も含めて進めていくというか、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

菊地委員

子育ての環境を整えるのは保育料だけの問題だけではないとは思いますが、ぜひこういった保護者の負担についても、決算の数字などから今後考えていただければというふうに思います。

病院の問題について

次に、病院の問題について何点かお尋ねしたいと思います。

病院の決算説明書の中での財務諸表、これについてこれは病院の財政再建に欠損金をなくするだとか、そういうことで影響するのかどうか説明していただきたいと思います。この未処理欠損金73億374万円というのは、今後、新病院をつくるときの起債を起すときの条件とどういうふうにかかわってくるのかについて、説明をお願いします。

（樽病）総務課長

御質問にありました未処理欠損金、平成18年度決算で73億円あるのですが、これと起債の借入れだと新病院の関係ですけれども、起債借入れの条件としましては、損失というか未処理欠損金一つの借入れの条件にはなっておりません、実際には資金ベースの今回18年度末で発生しております不良債務の43億2,000万円というこの資金不足を解消するというのが一つの起債借入れの条件になっております。

ただ、この累積欠損金につきましては、企業としてはこの欠損金があるわけですから、これは新病院を開院すれば、減価償却だとかいろいろありますので解消できませんけれども、それ以降解消していくというように努力していきたいというふうに考えております。

菊地委員

平成18年度決算では、収支の改善で7対1看護体制が大きな比重を占めていたと思います。監査報告にもそのように書いていますけれども、こういった18年度の収支改善に向けての努力、それが19年度にどのように生かされていこうとしているのか。この7対1看護体制のほかにも、収支改善に向けて努力されていこうとしていることについて、小樽病院、第二病院、それぞれについてお尋ねしたいと思います。

（樽病）総務課長

平成18年度から19年度に向けてどのような収支改善策をやってきたかということですが、今、御質問にありましたとおり、7対1看護体制につきましては小樽病院では昨年10月から適用しております、今年度も引き続き適用しておりますので、これは何としても継続していきたいというふうに考えております。



そのほか昨年度、小樽病院では地域連携室を立ち上げましたので、これを引き続き活用して患者の増を図っていききたい。それと、あと医師の確保につきましても引き続き努力しておりまして、今年度につきましては4月から泌尿器科と眼科の医師が1人増えた。それと8月には耳鼻科の医師が増えた。今月にも、内科の医師が1人増えましたので、これらによって何とか患者数をこれ以上もう少し確保していきたい、収益につなげたいと思います。

あと経費節減につきましては、18年度につきましては電話交換の委託、それとあと二つの病棟を休棟して、看護師などの定数削減を行っております。19年度につきましては、さらに1病棟休棟して看護師の定数削減を行うということで、これらを引き続き継続して行って、収益改善につなげていきたいというふうに考えております。

#### （二病）事務局次長

第二病院の方につきましては、平成18年度につきましては7対1看護体制は昨年6月からやっております。これで昨年10か月間に約8,000万円増となっております。

それから、二つ目には空きベッドの有効活用でありまして、脳神経外科につきましては、なかなか空きベッドがないほど入院患者が多い状態が続いた一方で、内科の空きベッドの方が目立っていたことから、効率よくベッドを活用しようということで、内科の空きベッドを脳外科に使うということで、脳外科の入院収益が対前年度比約1億6,000万円増となっております。

それから、三つ目には、継続して大学医局にお願いしていただいていた循環器の医師増でありまして、昨年6月に、週1回、午前中の大学からの派遣だった非常勤医師から、常勤医師1名に増となりました。これによって外来の診療枠を2枠増やしたほか、今年の3月に内科が廃止になったことを受けまして、さらにこのときに循環器の方も外来診療枠を2枠増やしてございます。また、人工透析につきましても、従来、月水金、1部17名枠で1日2回2部行っていたものを、昨年夏から月水金に加えまして火木土に1部7名枠を増やしまして、循環器科におきましては、対前年度比で入院で約3,900万円、外来で約5,800万円、合わせて約9,700万円の収入増とすることができました。

また、四つ目には、心臓血管外科におきまして血管ドックと末しょう血管専門外来の開設であります。心臓血管外科につきましては平成17年度途中で1名、それから年度末でさらに1名の医師が退職したことに伴いまして、患者数が減ってきたために、何とか外来患者を増やそうということで、平成17年秋から下肢静脈りゅうの専門外来を開設していたところでありましたけれども、さらに今年1月から血管ドックとこの末しょう血管専門外来を開設しました。これによりまして心臓血管外科の18年度の新患数というのは、対前年度に比べまして128名、24パーセント増えました。

それからまた、五つ目ですけれども、脳ドックにつきましても週2名枠でやっていたところを3名枠ということで増やしたほか、いろいろ努力もありまして、脳外科の外来は約1,000万円増ということになってございました。

ただ、精神科の入院ベッドのダウンサイジング、それからあと心臓血管外科の医師数の減、それから今年3月からの内科の廃止等もありまして、入院・外来収益全体では7,600万円ダウンということではございました。

なお、主な経費削減としては、病院給食の委託化を昨年4月から実施しまして、年間8,400万円の経費を削減しました。また、これからということで19年度から実施していることにつきましては、循環器外来におきまして心臓ドックを新たに開始いたしました。また、これに合わせて外来の診療枠をさらに1枠増やしました。心臓血管外科におきましては6月から診療枠の拡大を図るなどしまして、脳外科におきましては医師が1名増となりまして、このうち新しく赴任された医師が、むち打ち症に多く見られます脳せき髄液減少症というのがあるのでありますが、この患者を対象とした道内で唯一の専門医であることから、道内各地から新しい患者が治療に来られていまして、この脳せき髄液減少症の新患につきましては、来年5月まで既に予約済みというようなことになってございます。

こういった外来の方の努力もありまして、外来につきましては4月から8月まで5か月間ですけれども、外来収益は対前年度比で循環器科が約2,600万円増、それから心臓血管外科は約1,000万円増と、それから脳外科は約500万円増というような形になってございます。

あと経費の削減につきましては、4月から運転手を正職員から臨時職員に変える。それから、あと公用車を、昨年度までは黒塗りでしたけれども、この10月からは軽自動車に変える。あるいは経費の5パーセントカットを目指して各業者と交渉したり、それから9月からはA重油の入札を市立小樽病院と協同ですることによって、クロスメリットを出そうということで経費の削減等に努めています。

菊地委員

むち打ち症などの治療法というのは、すごく特色のある専門家の方だと思うのですが、そういうのはもっともっと宣伝した方がいいのではないかなと思うのですが、その辺は広く宣伝はされているのでしょうか。

（二病）事務局次長

それぞれ下肢静脈りゅうから始まりまして血管ドック、それから末しょう血管専門外来、心臓ドック、それからこういった脳せき髄液減少症をマスコミに取り上げていただきまして、やはりこの影響が大きくて、新聞に載ると患者がどっと増えると、そういう状態が続いています。特に下肢静脈りゅうにつきましては、平成17年の秋からということだったのですが、さらに口コミで現在もずっと患者が続いていまして、この下肢静脈りゅうの患者につきましては、毎回外来も5時過ぎまでかかっているというような状況になっています。

菊地委員

相当な努力をされているということが今わかったのですが、昨日の北野委員の、病院の今年度の財政状況によっては相当な一般財源の持ち出しが必要になるのではないかとといった危ぐに対して、ただ財政事情とも思えないような、病院に頑張っていただくしかないような、そうともとれるような答弁をいただいたものですから、それ以上病院としては頑張れることがあるのかと、私はひそかに心配しているのです。こういったことで、もうそろそろ起債を受けるための財政状況について、一般財源からどういった持ち出しが必要なのかということについては、一定の見通しが出ているのではないかと。また、この決算議会に何としてもそういう見通しについては示していただかなければ困るのではないかと私は思うのですが、それについてはどこまで話が進んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

委員長

決算特別委員会なものですから、決算に絡んだ質問をしていただきたいと思います。これはこれからの予定の質問なので、理事者の方には理解をいただいて答えてもらう形になりますけれども、決算とはまた別な問題ですからよろしくお願いします。

（樽病）事務局長

先般も答えておりますけれども、この起債の関係につきましては、10月いっぱい道との協議を終えるというふうな予定になっておりまして、診療報酬の実績をぎりぎりまで踏まえた上でいわゆる収支がどうなるのか、それが平成19年度を含めて5年間でどういうふうな資金収支になるのかということを見極めたいと思っております。

それから、先ほど市立小樽病院総務課長と第二病院次長から、いわゆる経営努力について話をしておりますけれども、19年度だけ、もう半期過ぎておりますので、19年度において何の手だてができるかと言ったらなかなかこれは難しいと思います。道との協議の中で私どもが今考えておりますのは、やはり19年度は非常に厳しい状況になりますので、残り20年度から23年度までの間、いわゆるどういうふうな手だて、方策を講じて43億円の解消をしていくかということ、今、鋭意財政部とも協議しながら詰めていっておりますので、繰り返しになりますけれども、10月いっぱいぐらいで道との協議を終えたいというふうに思っております。

菊地委員

平成19年度については、非常に厳しいという見通しを持っているという状況が今、語られました。職員の方々もすごい努力をしている。ボイラーなんかについてもかなり古くなっていますから、どこかが故障したら、もう大変危険な思いをしてボイラーの修理をなさっているというようなことを、私は、それを見ていたほかの職員から聞いて

ているのです。そうやって大変な思いをしている職員の皆さんも含めて、市立小樽病院を市民のために本当に何とかしたいという思いにどう答えていくのかということで、ぜひ一丸となって頑張っていたきたいということを申し述べまして、私の質問を終わります。

-----  
中島委員

病院の問題について

菊地委員の質問に続いて若干確認したいのですけれども、9月に結果が出て、10月中には道との協議も終わることですから、12月議会までの間に一定の方向が出る。その段階で議会あるいは委員会にどういう形で諮っていくのかということについて、予定はどうでしょうか。

（樽病）事務局長

先ほど申し上げましたけれども、10月いっぱい協議を終えて一定の方向が出ると思いますので、それは先般特別委員会でも副市長の方から話しましたが、その結果を踏まえて特別委員会を開催して、それでその辺のところの説明をするというふうに予定しています。

中島委員

特別委員会の中でその結論が出る。今の事務局長の報告では平成19年度は大体あきらめたと、それ以降に計画を立て直すというふうに聞こえましたけれども。

（樽病）事務局長

厳しいというのは起債の借入れが厳しいという意味ではなく、いわゆる5年間の収支計画の中で平成19年度の目標数値にはいかないという意味で、非常にそういう意味で難しいと言ったので、今時点で私は起債が非常に厳しいとかという意味では全くないということです。

中島委員

では、起債は十分可能性がある、あるいは期待できると、こういう面もあるわけですね。

（樽病）事務局長

今、私どもはそういうふういわゆる本年度の起債を起こせるように、鋭意どういった方法で収支計画を立てていくのかということで努力しているということでございます。

中島委員

私も菊地委員ともどもぜひ期待しております。

未収金対策について

それで、病院の問題はこれで終わりますけれども、昨日、決算特別委員会で市長は北野委員の質問に答えまして、13億円もの未収金対策で何とか穴埋めをしたいと、それと全体の予算に対しては1割ぐらいの節約を心掛けて取り組んでいきたいというような話をしておりましたけれども、市営住宅の家賃、保育料、使用料確保等に全力を挙げるといって話をしておりました。これについて市長の決意でございますけれども、現在この13億円もの多額の未収金対策について、現場の方での対策、実態と見通し、何か考えているのかというあたりについてそれぞれ聞きたいと思えます。

建設部長

市営住宅の未収金の関係でございますけれども、今年度予算の中でも家賃滞納訴訟等滞納整理事業費を実際に計上しております。そういったことをベースに滞納者に対して、個別に折衝を続けています。一方、今年から指定管理者制度をしてございますので、そういった民間企業との連携の中で夜間又は土日も含めて戸別訪問という形で努力をしているという状況でございます。

福祉部長川次長

先ほど菊地委員の御質問にもありましたとおり、保育料も未収金がかなり増加してきております。また、当然ながら収納率ということで少しずつ低下している状況で、先ほど保育料の見直しの影響もあるだろうという話もしましたけれども、我々の体制を充実させてというところまでは言いきれませんが、とりあえず保育料の徴収についての庁内的な税外収入の向上対策ということもありますので、そういった中で福祉部としても収納率を上げていきたいという努力をいろいろな角度から検討して対策を進めております。

（環境）管理課長

環境部ではし尿処理手数料の関係がございます。これにつきましては、もともと収納事務の委託をしておりますが、滞納者については委託でやっておりますけれども、その際、直接職員が電話催告などをしまして、収納率の向上に努めております。

それと、あとそのほかに、もともとし尿の場合は定期収集ということで、一度申し込むと周期を決めて2か月に一遍、3か月に一遍とか定期的に収集に伺っていますけれども、ある程度滞納のある家庭については、この定期収集をやめまして、直接市の方に持ち込んでもらいます。その際に、改めてその都度幾らかでもいいから納めてくださいという納付交渉といいますが、そういったことを実施しながら、収納率の向上に努めているところです。

（樽病）医事課長

病院事業会計における未収金につきましては、ざっくばらんに申し上げまして、督促状等を昔から現実に送っていたというのはなかったわけで、ここ二、三年やっと督促状を定期的に発行したり、未収の方に個別に相談に乗って、分割納入等そのような形でやっと本格的に未収のそういう対策を講じる方向で、今、検討しているところでございます。

総務部長

それぞれから今、答弁いたしましたけれども、実は昨日の委員会で市長の方から未収金対策について、今後、精力的に取り組むというレベルで話をさせていただきました。実は今答弁しましたように、それぞれの取組の中で、大分温度差というか差異というのが現実問題としてはあるのです。それが今年度、今、組織・機構全体の見直しの議論をずっと進めていまして、内部の中でたまたま税外収入の取扱いの問題点が内部的に議論になりました。実態が少し見えてきた中で、実はこの対策を少しやることによって、財政的な部分で相当寄与できるだろうと、そんな判断もあって、また一方では金額もかなり増えてきているものですから、今までどちらかというと税を中心に、そちらの方の取組に精力を使っていることもありました。この税外収入対策を組織的な整理も含めて、人的な整理も含めて少しやっつけていこうと、実は今内部で整備をしています。

ですから、実態の把握から課題が何なのか、あるいは滞納分と現年度分の取扱いの方法だとか、それぞれ違いがありますし、また、法律的、制度的な問題もあって一遍にどうやれるのか。大変課題も多いのですけれども、確かに避けて通れない課題もありますので、昨日、市長からある意味では今小樽市が抱える中では重要な課題の一つとして答弁をしました。事務的には、今、総務部なり財政部を中心にそういった議論を進めていると、そういう段階にあります。

中島委員

大変なことだと思いますが、そして徴収される側の市民にとってはこれがよく理解されて協力をしたいと、自分なりに頑張りたいというようになるような形での進め方を私も期待したいと思います。

老人保健事業特別会計について

質問を次に移しまして、決算説明書の老人保健事業特別会計について、今年度も大きなお金がマイナスになっていますけれども、これは国から後に補てんされるということで、直接小樽市が負担するわけではありませんが、この老人保健事業特別会計は老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行するというので、来年度から特別会計とし

てはなくなるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

老人保健特別会計の件についてでありますけれども、委員がおっしゃるとおり、制度は老人保健事業がそのまま後期高齢者医療制度の方に変わりますので、運営的には来年 4 月からの分については、後期高齢者医療制度の特別会計を設けて運営していくという形になります。

ただ、老人保健事業の方も、診療月ベースで 3 月から 2 月、3 人ベースで 1 年間という形で事業を運営しておりますので、来年の 3 月の分、それが 1 か月分残る形になりまして、その部分とあと高額医療といった残務の業務がございますので、来年度以降も引き続き老人保健事業特別会計は、場合によっては再来年度も残るような形にはなると思います。

中島委員

老人保健法の対象者というのは 75 歳以上の高齢者と 65 歳以上の一定の障害者という、こういう指定もあります。この一定の障害者というのは、どういう方々が対象になるのか知らせてください。

（福祉）高齢・福祉医療課長

老人保健法で障害認定を受けて適用になる方の範囲でございますけれども、65 歳以上 75 歳未満までの方で、老人保健法施行令の別に定める程度の障害の状態にある方という定めがありまして、何項目か挙げられているのですけれども、一番わかりやすい例で申しますと、身体障害者福祉法の級別で申しますと 1 級、2 級、3 級、それと 4 級の一部の方が大体老人保健法に書かれている部分に一応合致するという形になっております。

中島委員

重度心身障害者医療制度について

同じく民生費の重度心身障害者の医療助成というのが 8 万 1,987 件決算で報告されて、5 億 816 万円が計上されているのです。この中で 65 歳以上の重度心身障害者は何人ぐらいになるのでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

件数の部分で申しますと、実際的な部分でつかんではない形になっているのですけれども、人数的な部分で申しますと、65 歳から 74 歳までで 1,200 人程度がその部分の対象という形になっております。

中島委員

そうしますと、この 1,200 人程度の障害 1 級から 3 級まで、一部 4 級の方たちは、身体障害者の重度の医療助成というのを今まで受けてきたわけですが、その医療助成の中身というのはどういう助成内容でしたか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

重度心身障害者医療制度の中身でございますけれども、これは自己負担額の助成という形になっておりまして、例えば現在の老人保健法の絡みで申しますと、基本的には自己負担は 1 割負担という形になっておりますけれども、それを非課税の世帯の方については、初診時負担金のみを自己負担で済むような形になっております。

あと例えば 65 歳から 74 歳の部分の方については、3 割負担の方あるいは前期高齢者の 1 割負担の方もいらっしゃいますけれども、同じように一部負担の初診率負担のみの方と、あと 3 割と 2 割の部分では 1 割負担という形で負担を下けている部分もございますので、その差額が市の助成という形になっております。

中島委員

この老人保健法にくくられている皆さんが、この障害者の方も含めて後期高齢者医療制度に移行するということになると、とりわけ身体障害者でこの重度障害者医療助成制度を受けてきた方々には、具体的にはどういう影響が出てくるのでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

後期高齢者医療制度に移った場合の内容についてでございますけれども、後期高齢者医療制度に移っても、一定

の障害がある方については、重度心身障害者の助成制度を適用することはできますので、4月以降も同じ取扱いという形になっております。

中島委員

けれども、実際には障害者の方々一人ずつの収入から、年金から保険料を天引きすることになって、さらに今、検討されている定額制の医療、高額対象の医療ということになれば、この方々も含めた医療供給システムが変わるわけですね。これまで障害者の方々などが、やはり一般の方よりはずっと医療を受ける機会が多い方が多いのです。そういう方々にとっても医療の抑制というのが入る可能性があるのではないですか。1割負担というこの窓口負担については変わらないとおっしゃるけれども、政府の構想の中での医療抑制の枠を決めたときには対象外にならないとは言えないと思うのですが、そこはどうですか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

診療報酬の部分は、今、議論されているところでは、何とも私の方ではちょっと言いがたいところはございますけれども、国の方が一つ言っていることは、やはり無駄な投薬ですとか、不必要な検査を抑えるということで、医療費が一定程度抑制できるというふうな議論がされておりますので、74歳の方が今までやってきたことが、75歳になった途端にがらりと変わるというふうな形ではないというふうな、今、議論されておりますので、74歳の部分から75歳に変わる部分も連続した形で医療の提供、必要な医療については受けていけるというような形で、今、診療報酬の部分のそういう検証がなされているところでございますので、この必要な医療の提供という部分につきましては、一定程度きちんとした形で対応していけるというふうには認識しております。

中島委員

そこはちょっと見解の違いだと思いますが、私は大変危ぐしております。それで、75歳以上の方はもうどんなことがあったって、会社の社長であろうと偉い科学者であろうと、みんな後期高齢者医療制度に強制移行です。しかし、この方々は65歳以上です。したがって後期高齢者医療制度に行きたくない、そういう意思表示はできるのでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

現在の老人保健法の障害認定を受けている方というのは、今、老人保健法の適用を受けておりますので、基本的にはそのまま後期高齢者医療制度の方に移行するという形になっております。ただ、現在の状態の中で、後期高齢者医療制度の方には移りたくないという方につきましては、今までの障害区分の認定の適用を一応撤回することができます。それによって後期高齢者医療制度の方には移らず、今まで属していた健康保険ですとか、社会保険の方にとどまるという選択肢もございます。

中島委員

後期高齢者医療制度に移行しないで、重度身体障害者医療助成制度を受けるという道は検討できないのでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

重度心身医療の助成制度が道の制度でございまして、この部分の取扱いというのが、実は私どもにはまだ参っておりません。ただ、今までの例によりますと、今の部分で言いますと、65歳以上の方につきましては、あくまでも老人保健法適用の医療を受けている方というのを対象にしておりますので、その部分を後期高齢者に置きかえて読み替えたとしますと、後期高齢者医療制度に移らなければ、重度心身障害者の助成制度の対象にはならないというふうな、今のところ考えております。

中島委員

そもそも老人医療制度ができた当初は、医療費負担が無料だったのです。そのために障害者が65歳で繰り上げて該当するというところでメリットがあったわけです。障害者の方の自己負担も無料になる。それで、65歳以上の障害

者の方にもこの制度に加入することを認めてきたのです。当時は都道府県段階でこの障害者の医療助成もまだ十分ではなかったですから、老人保健法という中でカバーするという、そういう意味があったのです。1982年に老人保健法の成立で負担増が進められてきてから、こういう大きいメリットがなくなりました。障害者の不利益にはならなかったから、それほど問題にならなかったのです。しかし、今、後期高齢者医療制度に医療の総額がかかることになれば、これは大きな不利益になる可能性があるのです。そのときにこの後期高齢者医療制度に、老人保健法に入っているからといって行くよりは、抜きたいという話が出てきても不思議はないと思いますし、障害者の利益を優先して障害者対策として検討すべき中身なのです。

今のままでは対象にならないとおっしゃいますけれども、この間、さまざまな医療制度の改革というか改悪というかやってきまして、例えば平成18年10月1日から療養病床に入院する高齢者の入院時の食費の負担、これが家においても病院においても食べるものは食べるのだから負担しなさいということで、新たに入院している方々に、4万円、5万円の負担が加わっているのですよ。このときにこの老人保健法に入っている障害者の皆さんも同じように対象になったときに、国の方は特例として、療養病床に入院している者が老人保健法の障害認定を取り下げた場合、あるいは療養病床に入院している者が老人保健法の申請を行わない場合については、例外として重度心身障害者の医療給付の事業をとり行くと、こういうこともやっているのです。今度の制度についても検討する余地があると思ふのです。これは現場の方々の実態を知っている皆さんが声を上げていくことも非常に重要だと思ふのです。北海道の制度として、こういう例外を認めることを変更してほしいという声も、これは上げていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

確かに昨年10月の医療制度改革の部分は、単に年齢の部分だけで光熱水費がかかるという部分で、そういうような特例が認められたという形は一定程度わかるところでございますけれども、今回の後期高齢者医療制度が新たに始まる状況につきましては、そもそも自己負担額も違いますし、あと保険料についても個々人で違ってくるという部分もございますので、そういう部分でどちらの制度に行った方が有利かというのは、昨年10月の療養病床に入っている方のように、一律に判断するというのはなかなか難しい部分もあるかと思ひます。

ですので、私どもといたしましては、あくまでも道の制度にのってやっている事業でございますので、その辺を今後の議論、特に福田首相の部分で全国高齢者の負担の部分とかもいろいろ今、議論されているところでございますので、その辺の推移を見ながら、もう少し様子を見させていただきたいというふうに考えております。

中島委員

今、お話を聞いて、国の制度でありますから、地方自治体の段階でなかなか大きな変更をするというのは難しい問題があると思ひますが、結局弱い立場にいらっしゃる障害者の皆さんが制度の変更によって新たな負担になるような仕組みは、私は検討すべきだと思ひますし、格差是正と言うのなら、そういうことがきちんと補正されるような対応が、やはり制度改革のときには必要だと思ひます。このことを私の意見として述べて終わらせていただきます。

福祉部志久次長

御質問の障害者の方に手を差し伸べるというか、新たな制度として検討してはどうかということなのですが、これは道の制度でございますので、その状況を見て考えなければならない。いわゆる保険料と、それから自己負担の関係で、どちらかが有利になるかを御本人が判断されて、あまり病院にかからないので保険料が少ない方がいいというのであれば、例えば国民健康保険なら国民健康保険に残ってもらう。それから、今、これから入院しなければならない、自己負担がかかるとなれば後期高齢者医療制度に入っただいて、そして今の医療助成制度を受ける。この出入りというのは一回こっちに入ってしまったらだめだということはありませんので、それに対しては窓口で皆さんに判断しなさいというのなかなか難しいでしょうから、きちんと相談に乗って、あなたはどちら

が有利ですというようなことをできるだけやっていきたいとは思っています。そういう意味では今までの制度を早くなくしてしまえだとか、そういうことではないだろうというふうに考えています。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

質問が最後になりましてちょっと重複しますが、よろしく願いいたします。

ごみ処理手数料について

環境部に、まずお尋ねいたします。

ごみの有料化が軌道に乗ってきたようでございまして、大体 1 軒当たりの負担額ですか、燃えるごみと燃えないごみも一緒にまぜた金額で、どのぐらいで算出していますか。

（環境）藤井主幹

ごみ処理手数料の個人の負担の御質問だと思いますけれども、平成18年度の手数料収入が約2億4,100万円。これはごみ袋の部分とごみ処理券の部分と合わせてでございますが、それで月額1人当たりの手数料収入を出しますと、18年度が144円で、ちなみに17年度は164円ということです。ただ、ごみ袋の収入というのは前倒しで当然買えますので、これが本当に100パーセントの負担額だということではないとは思いますが、おおむねこのような負担の額ということで算定いたしました。

井川委員

私もちょっと計算してみたら、大体1か月160円という計算が出たのです。では合っていますね。

それで、ごみ有料化になってごみ処理をする市の持ち出しが、平成18年度で結構ですけども、17年度に比べて幾ら減額になっていますか。

私が今思うには、もう少したくさん減額するのかと思っていたら意外と少ないですね。それで、どうしてなのだろうと思ったらごみ袋の作成費、そしてごみ袋の経費だとかいろいろな部分に計算してみたら3分の1かかっているようなのです。まず、ごみ袋の保管料だとか運搬費だとか、あるいは販売店に払う手数料だとかいろいろな部分を含めると、大体ごみ袋の総体的な手数料収入に対して3分の1ぐらいの経費がかかっているようで、大変経費が多いのではないだろうかということで、まず、ごみ袋の作成方法というか、何業者でどのように作成しているか尋ねます。

（環境）管理課長

何業者といいますが、私どもがごみ袋の作成の契約をする際には、工場と直接の契約ではなくて、ごみ袋の卸業者と契約しております。その際に、市の物品の方の入札参加資格の中で金物雑貨という項目がございまして、これはこの中にごみ袋を取り扱っている業者がいるのですけれども、この金物雑貨の業者はトータルで70社ぐらいでございまして、そのうち直接こういうごみ袋を卸していただくのですけれども、できるかどうかということをしてすべて70社に確認した上で、そのうち大体毎回12社前後が対応できるということで、その12社前後でもって、それを大きく二つに分けて入札をしております。

ただ、その袋を契約する際に仕様書がございまして、小樽市内、実はそういう袋の業者というのが幾つかございまして、小樽市内の工場を活用していただきたいというようなことを仕様書の中ではうたっております。

井川委員

小樽の業者を使うのは大変結構なのです。それで、もうほぼ軌道に乗っていますから、例えば1か月に何枚ぐらい売れるとか、あるいは1年間に幾ら売れるというのはもう大体わかりますから、本来であれば業者をお願いをして、あまり在庫を多く、倉庫にどっさり保管するだけつくらなくて、そんなに保管料はかからないのかなと。



経費削減する意味において、その作成の仕方に私は一工夫があってもいいのかなと、素人考えなのですが、そう思っていたら何か大変難しいという話を聞いたので、これはちょっと難しいのかなと思って、一考していただきたいと思います。

それから、事業系のごみの処理がありますよね。これは何業者で、件数はどのくらいになっていますか。

（環境）廃棄物対策課長

処理業者の数でございますけれども、事業系一般廃棄物は6許可業者を中心といたしまして、そのほか限定を入れますと、全部で14許可業者でごみを収集いたしてございます。

井川委員

ちょっと私の聞いているのとは違ったのですけれども。そうしたら袋の取扱店、指定販売店というのですか、店舗数が事務執行状況説明書を見たら276店舗ほどありまして、この内容について大まかで結構です。例えば小売店だとかスーパーだとか、あるいは業者の組合とか、そういうので知らせてください。

（環境）管理課長

事務執行状況説明書に記載しております取扱店の数276件の内訳でございますけれども、まず一つ契約形態として個々に店と契約している個別契約というのと、もう一つある種の同業者組合といいますか、酒の販売組合ですとかたばこの販売組合ですとか、そういったところ一括して契約している方法と2種類ございます。個別に契約している店舗数は144店舗、これと組合等で一括して契約しているのがトータル五つの契約形態がございまして、それぞれに加盟しております店舗数で言いますと132店舗というふうになっております。

ただ、これは契約形態ということなのですが、一方でその276店舗、業務形態といいますか、店舗の形態で言いますとコンビニエンスストアが約50数社、それとスーパーマーケットが約20社、ドラッグストアが14社ほど。それと、小樽市の場合、郵便局とも契約しておりまして、これは簡易郵便局も含めてですけれども6局。そのほかの一般商店なり、あとホームセンターですとか、そういったところが183店舗というふうになっております。

井川委員

それで、この販売手数料なのですけれども、今、これは段階的に分かれていると思うのです。例えば一般の個別の店であれば何パーセント、それから大きいところであれば10パーセントとかと分かれていると思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

（環境）管理課長

実際のごみ処理手数料の徴収という考え方なのですけれども、その徴収額、わかりやすく言うと売上げなのですけれども、個別契約の場合は売上げの8パーセント、それと組合一括契約の場合は10パーセントで契約しております。

井川委員

それで、両方合わせて平成18年度は幾ら手数料を支払っていますか。

（環境）管理課長

徴収事務委託料といたしましては、2,142万8,000円ほどになっております。

井川委員

大変な金額なのですけれども、これが市役所で販売するとなると大変なまた手間が要るのでしょうかけれども、いろいろな部分で非常に3分の1という大きな経費で、もう少しごみ有料化になって市の持ち出し分は多少減のかなと思ったら、意外とそうでもない。市民は一応20リットルだったら1回40円ずつ払って捨てていますから、市民の感覚としてはしっかりとお金を払って、ごみを捨てているのだという感じなのですけれども、実際の収益というのは本当に3分の1かなと、今私もちょっと驚いておりました。あと何かこの部分で経費を節約できるという、改良するという気はございますか。

（環境）管理課長

先ほど来言っています 3 分の 1 というのは、手数料の収入額に対して袋の作成経費、それと先ほどの取扱店への徴収事務委託料、そういったもので経費が節減できないかということなのでしょうけれども、袋を発注する際には、ロットが大きいと、それだけ安くなります。ただ、なかなか逆に大量にやっても見込み違いといいますが、そういったこともございますので、そういった中では日々の倉庫から搬送される状況を克明に報告させておまして、そういった中で無駄のないような製作の方の発注には心がけているところでございます。

それと、徴収委託料の部分なのですが、これは実は私どもは、この 8 パーセントというのがどんなものなのかというのは、正直言って、先に実施していた各都市の事例を参考にして設定はしたのですが、ただ私もこの取扱店の最初の申入れの時点からかわっておりましては、少なくともこの 8 パーセントが高いというふうな評価をしている店はございませんでした。むしろこぼれ話的に言いますと、あるコンビニエンスストアが 8 パーセントでは安いと。なおかつ毎月売上げの報告だとか、そういう手間もかかるということで、いったん取扱店にならないというふうに決めた店舗がございましたけれども、そのことが本部の耳に入りまして、そのコンビニエンスストアの本部の方から、一通りの生活必需品をそろえておくところがコンビニエンスストアなのだということできつい指導が入って、店側としてはやむなく安い委託料の中ですが取扱店になったというこぼれ話もございます。

ですから、あと一般の商店につきましても、徴収している委託料というのは月にすると数千円くらいなものです。ただ、それぞれの店もいわゆる顧客サービスといいますが、それぞれ自分たちの扱っている主力の商品を買いに来たついでに、市民の方が買っていただければという、そういう考え方でやっているというのをよく伺います。そういう意味で、このパーセンテージも決して私どもは高いというふうには思っておりません。そういうことで御理解いただきたいと思えます。

井川委員

よくわかりました。

不法投棄の警察への通報について

それで、先ほど大橋委員から不法投棄のことでちょっと質問がありましたけれども、今回約 748 万円を不法投棄のために支出をしております。それで、平成 18 年度の警察への通報件数は何件になっておりますか。

環境部副参事

不法投棄での警察への通報、私どもが合同で調査したということの件数でございますけれども、平成 18 年度は 45 件でございます。そのうち捜査結果としまして行為者が判明したというのが 10 件ということで聞いてございます。

井川委員

大変ごみが多い割には通報する件数が本当に少ないという気がするのですが、748 万円を支出して値があるのかと私はいつも質問しているのですが、パトロールに移行してもいいのではないかと。日中の明るいときはだれも捨てないのですよ。ですから、時間帯をちょっとずらして、勤務状況を少し変えてみてはいかがかなと思っておりますけれども、その辺はどのようなお考えでしょうか。

環境部副参事

以前に夜間パトロールといいますが、委託の絡みでやった経過がございます。その中では発見に至らなかった部分がございます。今、委員が提案されたようなお話の部分では、費用と効果の部分のある意味私どもは検討が必要なのかと思っているところでございます。

井川委員

それで、犯人の特定をできないものの事後処理というのですか、それはどのようにしていますか。

環境部副参事

犯人が特定できないもの、私どもがパトロールの中で回収をしてきてございます。それにつきましては適宜回収

しておりまして、その処理につきましては市としてやっているということでございます。

井川委員

それで、警察で独自で犯人を特定した件数というのは、市の方には報告はないのでしょうか。

環境部副参事

検挙件数の関係でございますが、先ほども申し上げましたけれども、私どもで調査を依頼しましたのは45件で、その行為者が判明したということでの件数は10件でございます。恐らくこれが検挙件数なのかと押さえているところでございます。

井川委員

警察と連携をとって、警察はいつもいろいろなところをパトロールしていますから、例えば警察独自で不法投棄の犯人を捕まえますよね。そういう件数は市の方に報告がないのですかと、今、質問をしたのですけれども。

環境部副参事

その件につきましてはの報告というのは正式にはございません。

井川委員

小樽市で一生懸命不法投棄のごみのパトロールをしていますから、そのぐらいの報告をいただいてもいいのではないかと思うのですけれども、警察でも守秘義務もあるかもわかりませんが、ちょっと連携をとってみたいかがかと思えます。

集団資源回収について

次に、集団資源回収についてお尋ねしたいと思います。

実施団体が307団体ということで、決算説明書では2,742万2,043円を支払っているようでございますが、他都市の状況は何円か知らせていただけますか。

（環境）廃棄物対策課長

全道、主な都市について述べさせていただきますと、まず札幌市でございますけれども、団体の方に1キログラム当たり2円支払っておりまして、業者の方に1キログラム当たり1円を支払ってございます。それから、函館市は、団体の方に空き瓶、ワンウェイ瓶、紙パック等が1キログラム当たり5円、新聞、雑誌、段ボールが1キログラム当たり4円、それから金属類、箱類、布類、リターナブル瓶が1キログラム当たり3円ということで、それぞれ品物によって助成金の額が変わってございます。回収業者には一律1キログラム当たり3円を払ってございます。室蘭市は団体に1キログラム当たり2円、業者には1キログラム当たり3円でございます。帯広市は団体に1キログラム当たり4.2円、回収業者の方には基本料金としては1回1,250円、あとは1トン当たり1,850円と実績に従って払ってございます。それから、江別市でございますが、団体に1キログラム当たり3円、回収業者には雑瓶では1キログラム当たり20円、スチールでは1キログラム当たり5円、鉄くずでは1キログラム当たり10円。苫小牧市では団体の方への支払はございません。回収業者の方には1キログラム当たり2円。あと旭川市が団体の方に1キログラム当たり3円、物によっては1キログラム当たり2円、業者の方にはございません。釧路市ですが、団体の方に1キログラム当たり2円、業者の方にはございません。最後に北見市ですが、団体に1キログラム当たり3円、回収業者の方にはございません。

井川委員

ちなみに小樽市は今、幾ら払っていますか。

（環境）廃棄物対策課長

本市といたしましては、回収団体の方に奨励金といたしまして一律1キログラム当たりグラム当たり5円、回収業者の方に助成金という名目で1キログラム当たり2.6円支払ってございます。

井川委員

これは本来であれば下げたくない、最も資源回収に協力してくださっている団体ですから、本来であればたくさん上げられる方がいいのです。それで、小樽は財政が豊かではなくて、もっと豊かな札幌市あたりでも 1 キログラム当たり 2 円とか、あるいはもっと裕福なところが、旭川市でも 1 キログラム当たり 3 円とかと、1 円違ってもかなり違うと思うのですよ。ですけれど、307 団体ですから、団体にしてみたらわずか 2,000 円か 3,000 円のところもあるし、1,000 円というところもある。1 万円というところもあるかもわからないのですけれども、そんな部分でどこを経済して少しは経費を落とせるかといったら、市民の方には申しわけないのですけれども、集団資源回収の奨励金を他都市並みにと言ったらおかしいのですけれども、ほかの裕福なまちよりも余計出しているという小樽市は、できればもう少し下げてもいいかなと、私はいつもそう思っていました。

本来であれば妥当な金額なのでしょうけれども、札幌市で 1 キログラム当たり 2 円で旭川市で 1 キログラム当たり 3 円で何で小樽市で 1 キログラム当たり 5 円なのと、こういう感じになってしまうと思うのですよ。ですから、例えば 1 円でもいいから下げたら、かなりの金額が下がると思うのですよ。回収のトン数掛ける 1 円でいくと大体 376 万円くらいですから、400 万円、500 万円にすぐなると思うのですけれども、その辺の部分で下げる意思はございますか。部長どうですか。

環境部長

今、資源回収に対する奨励金を下げたらどうかというお話ですけれども、資源回収に対する奨励金については過去からの経緯がありまして、資源回収団体協議会とも協議をしながらわずかずつ上げてきたという経過がございます。そういう経過がございまして、資源物の収集が、市が直接集めている量に比べますと、約 6 割から 7 割ぐらいの量を資源回収団体の方でやってございます。これを市の、例えば今言われた奨励金を下げてということで資源物の収集に対する意識等が低下をして、そんな安い費用では町会でやっている資源物を回収する活動費にも満たないというようなことで、そういう取組がだんだん薄れていきますと、市民の資源物に対する考え方もだんだん低下することにもつながりますので、それとそういう結果、資源物の収集が市の収集委託の方に量が増えてくるとなると、これがまた市の方の経費の増にもつながってくるということも十分予想されますので、できればこの資源回収につきましては、今後はもっともっと量を増やして、逆に市の経費の減にもつながるということも当然考えられますので、なかなかこれを下げるとするのは今の段階では難しいし、また、この辺につきましては、そういう市の財政状況もございますから、今まで協議会の方と打合せ、話し合いをしてきた経緯がございますので、この辺については協議会の方とちょっと相談をしてみたいというふうには考えてございます。

井川委員

私もいろいろな会議に出ていますけれども、小樽市は大変な英断をして思いきってお金を出していますねと、時々言われております。それで、ほかのところは 3 円だ 2 円だと言っているときに、小樽が 5 円だというのは、一番困るのは小樽市なのです。やはりその辺は 2 円下げてくださいと私はお願いしませんから、せめて 1 円だったら、皆さん決して集めない、ではやめましょうとかということはない。もうすっかり定着していますから、学校でも、それからいろいろな町会でも、1 円下げたからといって、市に協力するのにはやぶさかでないという団体が多いと思うので、その辺は部長がしっかり説得して、1 円だけでもいいから下げてもらいたいかがと、要望して私の質問を終わります。

山田委員

それでは水道局の方からお聞きいたします。

退職給与金について

水道事業会計の決算説明書の方から何点かお聞きいたします。

まず、退職給与金、当初予算では7,270万7,000円、補正予算として4,786万4,000円としておりますが、合計では1億2,057万1,000円、この支出の経緯と内容をまずお尋ねいたします。

（水道）総務課長

それでは、退職給与金の関係について説明させていただきます。

当初予算では、定年退職ということで3名分の予算7,270万7,000円を計上しておりましたが、この年度途中に3名の早期退職者の申出がございまして、急きょ補正予算を編成しまして、合計では決算額1億2,057万873円ということで決算を終了しております。

山田委員

この早期退職者については、何か対策等をしたのかどうかお聞かせ願います。

（水道）総務課長

早期退職者の件についてでございますが、3名ということで私どももちょっと驚いたところなのですが、やはりそれぞれ一身上の理由、病気でありますとか家族の介護等ということで、そういう形の理由で退職したということでございます。

山田委員

今、ますます水道事業のそういうような経験豊富な方が減っているということですね。

水道メータについて

次に、流動資産の方からお聞きいたします。

この決算書の方から水道メータ77万3,450円、この種類、用途、個数、またこの水道メータの耐用年数などをお尋ねします。

（水道）料金課長

貸借対照表の流動資産の貯蔵品、水道メータ77万3,450円についての御質問ですが、こちらの水道メータにつきましては、決算日3月31日現在の在庫棚卸し資産でございます。年度末での在庫個数は20個、種類としてはすべて隔測式のメータとなっております。その口径は一般家事用などに使用している口径13ミリではなく、業務用ですとか集合住宅で使用しております20ミリから75ミリのメータとなっております。あと耐用年数については、計量法で定める水道メータの検査の有効期限と同様に8年となっております。

山田委員

このような常時使うものですから、購入計画並びに適正な在庫の管理方法についてお聞かせ願いたいと思います。

（水道）料金課長

購入の考え方ですが、年間で予想数量を一括購入するという考えもございまして、先ほどの計量法に定める検査の有効期限や在庫のだぶつきなどを考えまして、効率的な在庫管理を行う必要があるため、新設の個数などを考慮しまして、年3回入札で購入してございます。また、不足が生じた場合はその都度購入して、適正な在庫管理に努めてございます。

山田委員

未処理欠損金について

それでは、項目を変えて貸借対照表6番目の剰余金ですが、ずいぶん昔からこの未処理欠損金について聞いております。このまず金額と、どのような経過、内容で残っていたのか、その点についてちょっと聞かせてください。

（水道）総務課長

未処理欠損金の関係でございますけれども、平成18年度末におきましては13億702万1,495円という状況でございました。この未処理欠損金につきましては、損益収支、収益的収入と収益的支出のその差額が、収入が多い場合は

純利益、また逆の場合は純損失ということで、その純損失の今までの合計が欠損金という状況になっております。

また、平成 8 年度に水道料金の改定をしております。その 8 年度のときの未処理欠損金は 20 億 6,873 万 2,000 円という状況でございましたけれども、その料金改定以降、平成 9 年度から 18 年度までは純利益を生じておりまして、これまでの欠損金にその純利益を毎年控除した結果が、先ほど説明いたしました 13 億 702 万 1,495 円という状況になっております。

山田委員

ということは、収支の改善がされてきたということで認識してよろしいですね。

（水道）総務課長

収支の改善の関係でございますけれども、ちょっと古い名前で申しわけないのですけれども、旧マイカルができたときは少し右肩上がりに伸びていたのですけれども、それ以降、最近では毎年何千万円という形で収益が落ちております。そういった中ですので、やはりコスト意識ということを企業として常に持ちながら、人件費の削減ですとか維持管理費の縮減、そういったものの効果がこちらの欠損金の方に表れているのではないかというふうに思っております。

山田委員

附属明細書の科目について

それでは附属明細書の方から、細かいところですが聞いていきます。

各部署で例えば印刷製本費、また各被服費が、営業費用、これは給水費、漏水防止工事費、計量費、総係費にまたがって支出されております。我々議員としても、細かく分類されていると、各部署でどのように使われているというのがよくわかります。

そこで、こういうふうに細かく分類している趣旨については、どのような内容なのか。また、特に被服費に関しては、これは水道局の方から来ただとかが、よくそういう不法販売もありますので、こういうセキュリティーの問題からもよくあると思えますが、例えば民間の会社では新しく被服を貸与するときに、古い被服を回収して処理しているとも聞きます。この被服の管理、処理についてもどのようにされているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

（水道）総務課長

3 点の御質問がありましたので、まず初めに水道事業における支出科目と申しますが、費目の関係でございます。これらの給水費、原水及び浄水費、漏水防止工事費、計量費ということで、すごくたくさん細かく分かれております。これらの費目については地方公営企業法施行規則に基づきまして、区分しているものでございます。

また、これらの費目を見ますと、一目で何費に使われるものなのかということがわかるようになっております。例えば原水及び浄水費と申しますと、原水と申しますと川の取水ですとかダム、それから浄水と申しますと浄水場の維持管理費ということで、その文言を見ますと、これは何費に相当するかということが具体的にわかるような、そういう仕組みの勘定科目になっております。また、これらの科目につきましては、やはり先ほども申し上げましたが、企業としてのコストがどこにどのような形で幾ら金額が使われているのか、その辺を一目りょう然で理解できるということでは、コストに対する経営には大変有効な科目の設定であるというふうに思っております。

また、先ほどその費目の関係で説明ということでございましたけれども、原水及び浄水費のほか、計量費となりますと、水道料金のメータの関係に関する費用ということで、計量ということから類推できると思えます。また、業務費となりますと、水道料金等の納付書の送付ですとか、調定業務、収入業務ということで、業務全体にかかわる業務の費目ということで、本当にこの費目を見ると何の事業に使うのかということがわかるようになってございます。

それからまた、御質問の中でもう一つございましたが、被服の関係でございます。被服の関係は、水道局では被

服管理規程というのを設けておまして、その中で 2 年ないし 3 年の長い期間を設定して被服を貸与しております。規程の中では特に管理に関する規定がないものですから、今はそれぞれ個人において管理している状況になっております。

また、処分については、規程では若干返還するということが報告ではなっておりますけれども、現在では課長の判断の下、職員が処分しているという、そういう状況でございます。

山田委員

特に業務で使われている部分が多々あると思います。できるなら使い回して長く使われて、ぜひ節約する部分はあると思いますので、この処分に関しては各個人の責任でされているということで受け取りますので、それはそのようによろしく願いいたします。

水道料金の調定及び収納について

次に、平成18年度小樽市水道事業報告書からお聞きいたします。

水道料金調定及び収納状況、収納率88.6パーセント、また簡易水道事業では99.2パーセントになっております。この収納形態の状況、例えば口座振替、自主納付があると思います。これをお聞かせの上、この18年度の総括についてお聞かせ願いたいと思います。

（水道）料金課長

平成18年度の水道料金の調定及び収納に関する御質問ですけれども、18年度の水道料金の調定額は税込みで約28億9,397万9,000円、収納額は約25億6,273万2,000円となっております。収納率は88.6パーセントとなっております。先ほど委員がおっしゃったように、簡易水道の収納率よりも低くなってございますけれども、水道事業の場合は企業会計を採用しておまして、決算期日が3月末のため、3月での調定分、お客様への請求分の納期が4月にずれ込んでございます。そのため決算日3月31日のところで低くなってございまして、一般会計とか簡易水道と同じように出納閉鎖期間があると仮定すれば、現年度の調定での収納率は97.6パーセントほどとなります。

あと収納形態のお話でしたけれども、水道料金の納入方法につきましては、原則的に自主納付ということでお願いしてございます。この納付方法は、銀行やコンビニエンスストアの窓口で納付書での支払と口座振替の二つの方法がございます。これを構成比で説明しますと、お客様に請求するときの分類での構成比ですが、納付書で件数で26.2パーセント、金額で34.9パーセント、口座振り込みですと件数で73.8パーセント、金額で65.1パーセントとなっております。納付書において、件数26.2パーセントに対しまして金額が8パーセントほど多くなってございますけれども、この部分について、やはり企業などの関係で、どうしても口座振り込みでなくて納付書でという企業がございますので、このような数字になっていると考えております。

次に、水道料金の調定、収納に関する18年度の総括でございますけれども、調定に関しましては前年度に比べまして率で1.8パーセント減少、金額で5,300万円の減少となっております。水道料金につきましては先ほど総務課長からも話しましたが、築港地区での改良の関係で11年度ピークになりましたけれども、12年度以降は減少を続けておまして、18年度決算において、11年度に比べますと金額で11パーセントほどの減となっております。特に長引く不況、経済の低迷のゆえに、製造業の撤退や廃業などで業務用の料金収入が大きく落ち込んでおまして、水道料金収入は水道事業の根幹をなす収入であるため、経営的に厳しい状況が続いております。

収納率につきましては、先ほどの出納閉鎖期間の関係があると仮定しますと、現年度分調定額に対する収納率を17年度と比較しますと0.6ポイント上昇しました。これは収納対策担当主幹などの人的配置や給水停止の実施などの効果が上がってきたものと考えております。また、今年度につきましては新たに滞納システムを導入する予定でありまして、一層効率的な未収金の回収について努力していきたいと考えてございます。

山田委員

金額で5,300万円、収納率では0.6ポイント上昇しているということで、鋭意努力されていることはよくわかりま

した。

この項で、水質検査の項がありまして、平成17年度と18年度の比較で浄水過程の試験が1,000件少ないということで記載されております。この少ない理由について聞かせてください。

（水道）水質管理課長

平成17年度と比較しまして、平成18年度の浄水過程の水質試験の回数が減少した理由でございますけれども、浄水場では安全で良質な水を供給するために、浄水処理の過程に沿って原水、沈殿池水、ろ過水、浄水について水質検査を行ってございます。平成18年度に効率的な水運用を図るために、桃内、蘭島地区に水を供給してございます。浄水コストの高い桃内浄水場を休止しまして、天神浄水系に変更いたしましたので、平成17年度まで桃内浄水場で行っていた浄水過程の試験分約1,000件が、平成18年度は少なくなっております。

山田委員

今、行政コストの削減ということで使われている量が少なくなった分、こちらの方の天神浄水系の方から使われたということで理解できました。

事業収入について

それでは、最後の項に入りますが、事業収入に関する事項から、平成17年度から18年度にかけての推移、これは収入状況、また単位当たりの料金収入額の推移、また、事業費に関する事項からも支出の状況、それから単位当たりの原価についてどのように変化しているのか、聞かせてください。

（水道）総務課長

初めに事業収入に関する事項についてであります。収入の状況では人口の減少や景気の低迷により、平成18年度における営業収益の主なものである給水収益は、やはり家庭用、業務用とも17年度より減少しております。特に業務用の落ち込みが大きい中、税抜きの金額でございますけれども、約5,048万1,000円の減収となっております。

また、加入金につきましてはマンションの増加による影響も期待しましたが、17年度と比較して期待どおりにはいかないで、約208万8,000円の減収となったところであります。

また、特別利益については、水道局の遊休資産、土地等をかなり多く持っております。そういった中、土地の売却収入2件分がありまして、平成17年度より209万9,000円増収となりました。結果、収益的収入の合計では、17年度より約7,101万9,000円減収の約31億3,844万8,000円という決算で終了したところでございます。

また、単位当たりの料金収入額についてであります。これは1立方メートル当たりの水道の供給に対して市民の皆様からいただいている料金の単価、つまり供給単価のことでございます。この供給単価につきましては、平成17年度と比較しまして1円ほど高くなり、金額は187.9円となっております。これは有収水量の減少率が給水収益の減少率よりも若干大きかったことによるものでございますが、具体的な原因となりますと、やはり人口減少や高齢化社会、老人世帯の増加、景気の低迷などにより使用水量が減少したということが要因であるというふうに考えております。

また、次に事業費の関係でございますけれども、支出の状況では営業費の人件費、これは職員数の削減、それから時間外勤務手当の圧縮などで、17年度と比較して約1,300万円ほど減額となっております。

また、維持管理費では、浄水場の委託化を進めまして、委託料の増加もありましたが、コストを考えた効率的な維持管理ということを目指した中、約109万円程度の増額というところで何とか押さえたところでございます。

また、営業外費用の支払利息につきましては、平成17年度より4,275万4,000円減額となり、このことにつきましては高金利の企業債の借換えの効果が出ているのではないかとというふうに思っております。

さらに、特別損失につきましては不納欠損の処分の額ですが、17年度より約3,314万円減少しております。そういった結果、収益的支出の合計は平成17年度より約1億4,980万円の減額となり、収益的支出の合計は30億1,400万円の決算で終了しております。



次に、単位当たりの原価についてであります。これは 1 立法メートル当たりの水道をつくる費用、これを給水原価といいますが、この給水原価につきましては 17 年度より 1.7 円減少し、201.7 円となったところであります。これは給水収益などの収益が減少する中、やはり費用の増加はコストに影響するという事で、水道局といたしましては組織・機構の見直しによる人件費の圧縮、それから先ほど桃内の浄水場の統廃合の関係の話もありましたが、そういったものの維持管理費の削減に努めた結果、こういう状況になったということでございます。

山田委員

今後の収入確保対策について

本当に小樽市としても、この水は生命線だと思っています。そういう意味で、今聞きました平成 17 年度、18 年度からの推移、これを踏まえまして、最後に最高責任者である水道局長から、今後の施策、例えば「小樽の水」、何か聞くところによると、また本数が増瓶になるということも聞いております。そういうことをお聞かせ願ひ、私の質問をこれで終わりたいと思います。

水道局長

今後の収入確保対策でございますけれども、新たな収入確保といたしましては、まず今御質問のありましたペットボトル「小樽の水」は平成 17 年 11 月から販売しておりますが、18 年度の実績につきましては約 9 万 6,000 本出荷しまして、売上利益は約 85 万円となっております。また、広告料につきましては、平成 17 年度からは広報誌「水おたる」と平成 18 年度には「上下水道の使用水量のお知らせ」にも掲載し、平成 18 年度決算において税抜きで 42 万 6,000 円の収入となっております。さらに、先ほど総務課長から話がありましたが、遊休資産の活用といたしましては、不用となった関連用地などの売却を進めた結果、18 年度は 2 件を売却し、売却収益は 210 万円ほどとなっております。

今後につきましては、「小樽の水」につきましては 19 年度計画で約 13 万本の出荷を予定しております。コンビニエンスストアや自動販売機の拡大を図るとともに、首都圏の販路拡大を行ったことから、9 月末までの実績は 9 万 5,452 本の出荷状況となり、ほぼ計画どおりに推移していると考えており、約 150 万円の売上利益が上がっております。また、広告料につきましては、広報誌や使用水量のお知らせのほか、掲載対象を公用車などまで実施可能かどうかについて検討するとともに、遊休資産の活用につきましても、遊休地の付近地先地権者との交渉を含め、鋭意努力していきたいと考えているところでございます。

委員長

自民党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。